

訂改
學育箴子女

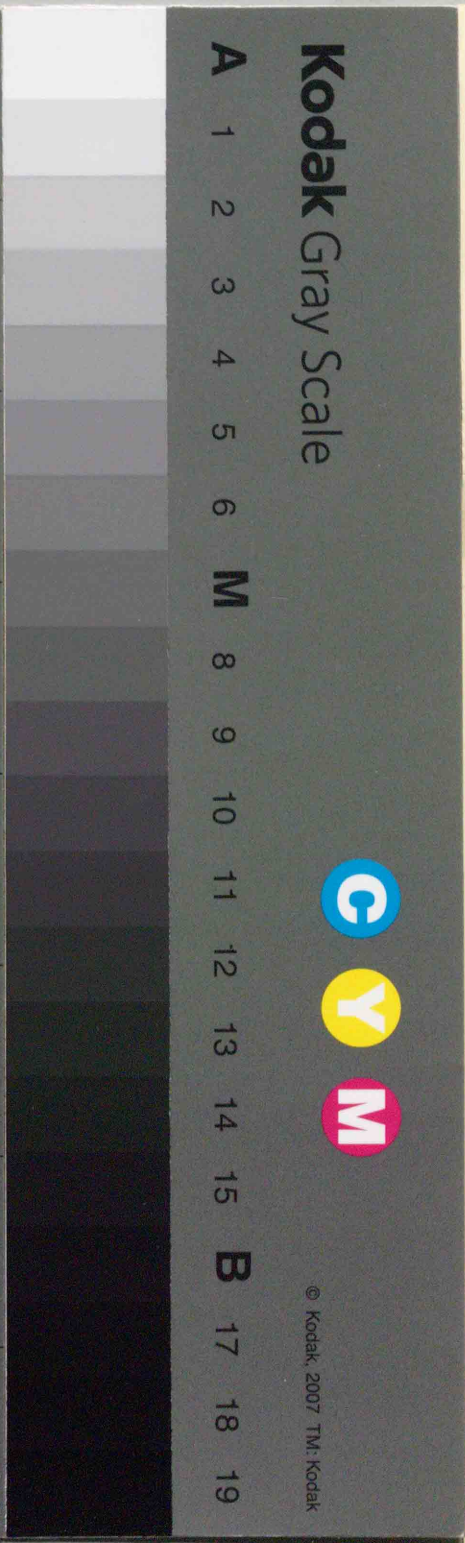
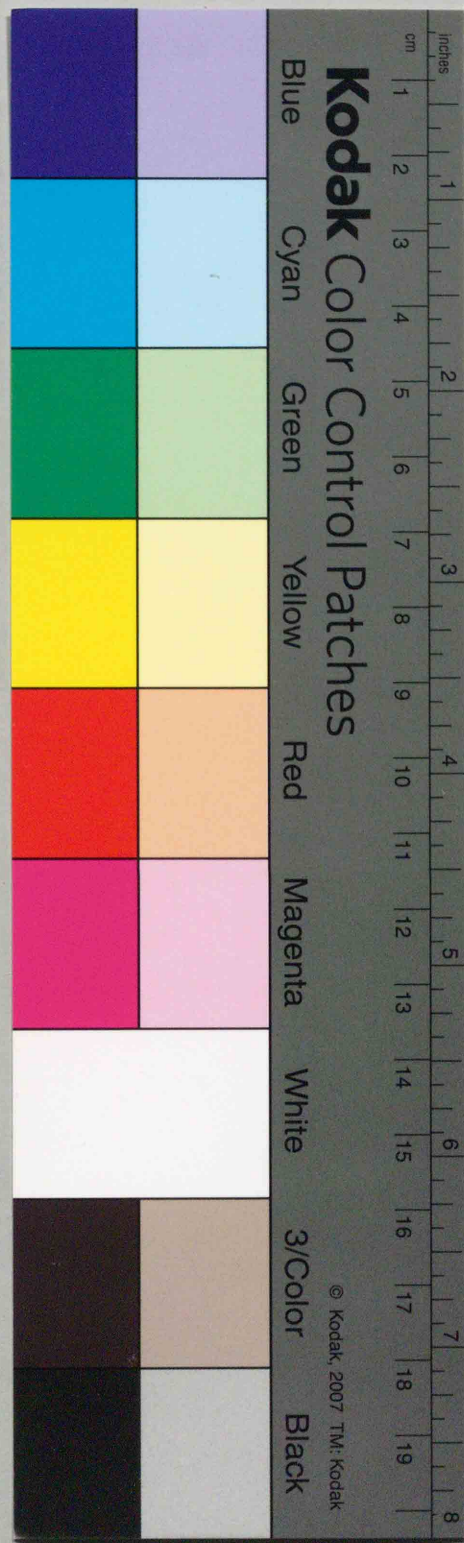
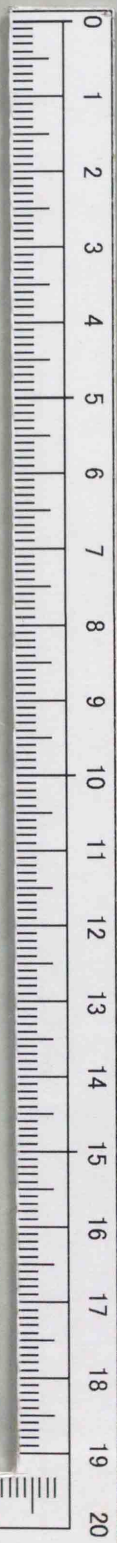
英良保久士博學文
郎四誠木青士學文
卷 共

濟定檢省部文



天發房山富京東

教
4
200



40788

教科書文庫

4
370
42-1926
20000 37742



© Kodak, 2007 TM: Kodak

濟定檢省部文
用科育教校學女等高 日九十二月一十年五十五正大

教科書文庫
4
370
42-1926
2000037742

資 料 室

375.9
Ku 2

訂 改

關育蔽子女

英 良 保 久 士 博 學 文
郎 四 誠 木 青 士 學 文
著 共



広島大学図書
2000037742

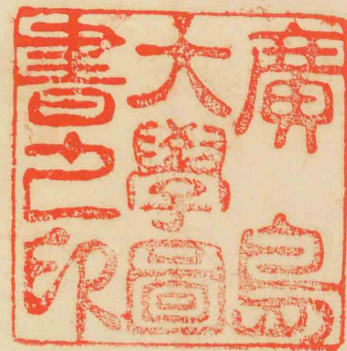

(版年三和昭)

田神 克 發 房 山 圖 京 東





アリマ 筆トルサニルデ=アレドンア



アンドレア・デル・サルトは千四百八十六年伊太利フロレンスの一裁縫師の子として生まれた。初め貴金屬工の弟子となつたが、内心抑へることの出来ない藝術慾に驅られて、一教師に就いて畫を學び、始めてその材能を認められた。その後次第に天才を發揮してその名漸く一世に高く、遂にフロレンス派の畫家として重きをなした。彼は同派を通じての色彩畫家で、レオナルド・ダ・ヴィンチ（一四五二—一五一九）の明暗描法の感化を受けたといはれてゐる。そして好んで聖畫を描き、殊に快潤な現世的の調子で豊麗無比のマリアを描いた。これもその一つであつて、伯林カイゼル・フリードリッヒ博物館の所藏である。千五百三十一年一月二十二日フロレンスに逝いた。

改訂版の序

よき母——知と愛とを具へた母をもつことが、私たちの子孫に、私たちの國家に、如何に大きい光輝と幸福とを齎すかは、いふまでもない。私たちはこの念願のもとに、本書を高等女學校に於ける教科用の教科書として、文部省所定の教授要目によつて編述した。

私たちが本書に於て特に意を用ひたのは、母たる者の任務に對する反省と教育の意味に就いての解明、兒童の本性に就いての了解と諸多の實際教育に就いての理解とである。これによつて、教育が如何に文化の建設に参加し、母が如何に教育に於て重要な位置を占めてゐるかを了解することが出來よう。更にその理想の實現をなさんが爲に、兒童の性質に就いて種々な方面からの姿を知り、且つ家庭と共に教育の任に當る學校・社會の教育の如何に行はるべきかを考へて、これと協力するに必要な知識を得ることも出來るかと思ふ。

本書はかやうに母としての教育に關する知識を述べるに止らず、更に女子の教養を高める爲にも力を用ひた。即ち自己の精神界の状態を反省し、理解する機會を與へると共に、個性に對する自覺を導き、且つかやうな精神科學に對する興味をも喚起しようと努め、殊に藝術的教養が醇情を養ふに大いに力あることに鑑み、この種の挿圖を多くしてその理解を助けようとした。

本書はその初版を出して既に三年を閲した。その間に於て進んだ知識新しい考慮、或は使用上の缺點などは、このたび出来るだけこれを補うた。從來忠言を惜しまれなかつた諸氏の厚意を厚く謝すると共に、なほ今後とも種々な點に就いての叱正を惜しまれざらんことを切に希ふものである。

大正十五年八月

著者 識

目次

第一篇 緒論	一
第一章 人と教育	一
第二章 教育の意義及び種類	四
第三章 教育の効果とその限界	八
第二篇 家庭教育	三
第一章 家庭と教育	三
第二章 家庭教育者としての母	五
第三章 身體並に精神の發達	一〇
第一節 發達時期の區分	一〇
第二節 身體の發達	三

第三節 精神の發達……………四〇

第一 知的作用……………四〇

感覺及び知覺 注意 記憶 想像及び思考 個人差……………四〇

第二 情意的生活……………七一

精神の三方面 感情の性質 感情の發達 意志作用の發達 本能 道德性の發達 知的感情の發達 美的感情の發達 氣質及び性格……………七一

第四章 家庭教育の方法……………二六

第一節 知的教育……………二六

第二節 訓練……………二三

第五章 幼稚園の教育……………二三

第一節 幼稚園の任務及びその沿革……………二三

第二節 幼稚園教育の目的……………二五

第三節 保育の方法……………二五

保育の原理 保育の項目 設備……………二五

第四節 幼稚園と家庭……………二四

第三篇 小學校の教育……………二四

第一章 小學校教育の目的……………二四

第二章 養護……………二五

第三章 教授……………二五

第一節 教授の任務……………二五

第二節 教科課程及び教科用圖書……………二六

第三節 學級の編成……………二六

第四節 教授の方法……………二七

第五節 教授の要式……………一七〇

第四章 訓練……………一七三

第五章 我が國の學校系統……………一七六

第四篇 社會教育……………一八〇

第一章 社會と教育……………一八三

第二章 社會教育の方法……………一八六



訂改 女子教育學

第一篇 緒論

第一章 人と教育

他動物の生活と人類の生活

殻を破つた雛は、數日を経たばかりで自ら餌をついばみ、その後數十日を過ぎると種々様々な活動をなすことが出来るやうになる。ひとり鳥類ばかりでなく、その他いづれの動物を見ても、よく數日、數十日で自らの生活を營むやうになるものである。然るに人類はこの世に生まれ落ちるや極めて無力で、到底かやうに容易く自らその生活を營むことは出来ない。これに反して、その成長後の生

活は、他動物のそれとは比較にならぬほどの複雑さを有してゐる。かやうに幼くしては極めて無力な人間が、かやうに複雑にして高い生活を營むことが出来るやうになるには、そこに人類だけが有する特性がなければならず、またこの特性を發揮せしめる特別な方法がなければならぬ。

上に述べたやうに、人類は生まれただばかりの時には極めて無力であるが、その内には既に將來複雑な機能を分化發展せしめることの出来る稟賦を藏してゐるのであつて、この稟賦こそ即ち他動物のそれとは著しく異なつて人類の生活を向上せしめる素因をなすものである。しかしこの稟賦も、これを啓發せしめるものなく、またその方向を理想にまで統御して行くものがないならば、眞の發展を齎すことは出来ない。この理想への方向を持つ發展の方法

發達の素因
とその方法

人類と理想
と教育

を講ずるのが、即ち教育である。故に發展の素因は既に生まれながらにして人に具はるところであるが、その本質を發揚せしめることの出来るのは、一に教育の力によるといはなくてはならぬ。

人は理想に生きる。理想のない生活は、禽獸の生活と何等選ぶところがない。實に私たちの祖先たる過去人類の歴史を顧みる時は、いづれとして、この理想建設の努力を示さぬものはない。私たちは私たちの祖先と共に、この理想への一路を少しでも進みたらなければならぬ。しかし進みたらんが爲には、先づこの進み來つた理想の内を覗ひ、外を觀て、その姿を知り、形を解かなくてはならぬ。かやうにして眞理の姿美の世界善の象を見、そしてここに己の理想を建設してこそ、始めて私たちがこの人の世に生まれて祖先と共に生きるといふことが出来るのである。かやうな理想の世界

人と教育

への方向を統一して、人の發展を企てるのが、即ち教育である。故に私たちは教育によつて、始めて人類の一員としてその生を意味あらしめることが出来るのである。

かやうにして、人は教育によつて社會に適應する發達を遂げる。即ち文字を學び、言語を解し、道德を體し、美の世界をば開展し、そして、その開くことの出來た世界を基として己の理想を立て、これを實現し、然る後ここに始めて私たちは人類の生活に寄與することが出来るのである。

第二章 教育の意義及び種類

稟賦の發展

○教育の意義 既に述べたやうに、教育は人をして人たらしめるやう、その稟賦に方向を與へて發達せしめ、これをして理想世界

教育の定義

の建設に與らしめるものである。故に一般に廣く教育とは、稟賦の發達に影響するものすべてを指すのであるが、眞に教育といふ場合には、この理想へ向つて、計畫的に導くところの働だけを指すものである。そしてこの場合に、影響を與へる者を教育者といひ、影響を與へられる者を被教育者といふ。かくて教育とは、成熟者たる教育者が、有意的に一定の理想によつて計畫的に未成熟者たる被教育者に影響を與へ、以てその心身の發達を助長する作用をいふこととなる。

かやうな意味から見ると、自然の如きは、人の身心に影響を與へることは事實であるが、その及ぼすところは計畫的でもなく、理想への發達を助けるといふのでもないから、この意味に於ての教育といふことは出來ない。然るに家庭教育、學校教育、社會教育などは、

この意味に於ける教育の種類

この意味に於ける教育であつて、有意的計畫的に理想への發達を目的とするものといふことが出来る。

教育の種類

教育はかやうな意味に於て行はれるのであるが、これには種々なものを區別して考へることが出来る。人の生まれるや、家庭にあつて父母、長上が各理想を以てこれに有意的な影響を與へる。これ即ち家庭教育である。やゝ長じて學齡に達すると、家庭にあつてその教育を受けると共に、また學校に入つてその教育を受ける。これ即ち學校教育である。かやうに人は家庭にあり、學校にあつて教育せられるばかりでなく、また一方に於て社會の一員として生活するものであるから、この方面に於ても、計畫的な理想への發達を意味する影響が與へられねばならぬ。かやうな企をなすものが社會教育である。

家庭教育

學校教育

社會教育

これ等の協力の必要

凡そこれ等の教育は、その場合こそ異なれ、またその名こそ違へ、いづれも對象とするところは同一であるから、同じ理想の下に、大きい教育の目的の爲に協力しなくてはならない。一方の重んずるところ他方の輕んずるところとなり、他方の顧みるところ一方の蔑ひんがしにするところとなるやうなことがあつては、到底完全な教育は營つとまれないのである。

教育作用の區分

教育はかやうに協力によつて全うされる渾こん一な働であるが、その方法に於ては、これを教授、訓練、養護の三つに分けて考へることが出来る。教授は眞理の世界を展開し、技能に熟せしめることを主眼とし、養護は健すこかなる身體の發達を企て、訓練は徳性を涵養して善の世界を展開し、道德の實踐に至らしめることを任務とすると考へられてゐる。

教育の作用は三つに分けて考へられる

教授

養護・訓練

これ等三作用の協力の必要

しかし、これは便宜上の區分であつて、教育は要するに、これ等の諸作用の渾一的な働によつて眞善美聖健の世界を兒童の内に建設するにある。實際教授の中に、訓練も養護もなくはならないし、また訓練の中に、養護も教授も含まれなければならない。教育はこれ等の各方面が渾一して、完全な綜合的活動をなすことによつて、眞の使命を果すものである。

第三章 教育の効果とその限界

教育の効果は疑ふことが出來ぬ

教育の效果に就いては、古來多くの人々によつて信ぜられて來た。人學ばざれば智なし。といひ、人は唯教育によりてのみ人となることを得。といふやうなのは、いづれも教育の效果の疑ふことの出來ないことをいつたものである。既に述べたやうに、たより少い幼

教育の効果は無限ではない

兒が、やがて複雑な生活が營めるやうになるのは、一には人間の稟賦にもよるのであるが、一は教育の力であつて、人は教育によつて道を具へ、智を啓き、美を觀ずることが出来るやうになることは、あまねく人の知るところである。そしてかやうな效果に就いては、これを疑ふ者はないであらう。

しかし、かやうな教育の效果も無限なものではなく、種々な制限を有する。そして先づ素質が動かすことの出来ない制限として數へられるのである。更にまた年齢や環境によつても、教育の效果は制限せられざるを得ない。故に教育の任に當る者は、よくこれ等の制限を心して、これに據り、これに順じて、教育の効果を擧げるやうにしなければならぬ。

一、素質 先づ人には遺傳によつて父祖から傳へられた先天的

素質を變へることは出來ぬ

な素質がある。これはその身體に見ても、その智慧の状態に見ても、先天的に定まつてゐて、教育の力の到底及ぶことの出来ないものがある。古より「上智と下愚は遷らず」といつて、かやうに素質の定まつた者は、如何に努力しても、その素質を變へることは出来ない。寧ろ私たちはこの素質に順じて教育しなくては、その効果を擧げることが出来ないのである。

年齢の制限を受ける

二、**年齢** 教育はまた年齢の如何によつて制限を受ける。幼弱な兒童に深遠な知識を授け、高尚な徳を養はしめようとしても、出来ないことである。ここにもまた私たちは、年齢に順ずることによつて、教育の効果を擧げることの出来るのを知る。

環境も教育の効果に限る

三、**環境** 人の生活する環境も、亦教育の効果に制限を與へるものである。人が自然の山河風光氣候などから受ける影響は、教育の

効果を制限し、一世の**道德風俗思想**のやうなものも、教育の効果を少からず左右する。その他、父兄の**經濟狀態**や兒童の**交友關係**のやうなものも、幼少の頃からその心身に影響し、**抜くこと**の出来ぬ傾向を**馴致**して、教育の効果を制限することが少くない。私たちはこの點にも、亦その教育の方法を反省しなくてはならぬ。

これ等の制限を無視してはならぬ

凡そこれ等の制限に據り、これに順じ、これを反省することは、教育を行ふ場合に極めて大切であつて、然らずんば、十分にその効果を擧げることにはむづかしい。例へば、**智慧の素質**を無視して知識を授け、**年齢**を無視して訓育を行ふやうなことがあると、兒童はこれによつて何等得るところがないばかりでなく、**興味**を喪失し、**自信**を損ひ、**負擔**の過重を來して、却つて**惡結果**を後に殘すやうになるのである。

第一篇 家庭教育

第一章 家庭と教育

家庭教育に於ける關係は、極めて重大である。人は生まれると直ちに家庭の内に薫育せられ、その生活の多くは家庭の内に營まれる。しかも人の影響を受けることは、幼少な時ほど易きはなく、また深きはない。従つて、やがて人となるにつれて形づくられる性格の根柢は、既に幼少な時代に於ける家庭生活によつて培つちかはれる。といはねばならぬ。されば或學者は、人の有する性格の最も基礎的なものは、二歳以前に於て形づくられる。といつてゐるほどである。日常生活に於ける行住坐臥、その他あらゆる生活の習慣はいふに及ばず、思想の傾向や氣質の傾など、すべてこの間に育成せられ

家庭教育は
教育の出發
點として重
要

幼少時代の影
響

家庭教育は教
育中の教育

たものが、人の一生に根を張つてゐるといつてよい。日常不規律な家庭生活が營まれる場合には、兒童はその幼い時だけでなく、一生その不規律を改めることが困難であるが、これに反して、常に濫みあり、和氣の満ちた家庭に人となつた兒童は、その一生を通じて、かやうな氣風を何處かに見出すことの出来るのは、この爲である。

この故に家庭の教育は、その他の種々な教育に對して最も根本的な第一歩を形づくつてゐるものとして、私たちは慎重な考慮と思慮ある實行とに努めなくてはならぬ。若しも家庭にして兒童教育の第一歩を誤り、徳性の涵養を怠り、習慣の形成を誤り、知識を求め、心を誘導するに缺けるやうなところがあると、その他の教育が如何に努力し、如何に深くはかるところがあつても、畢竟何等の効果を見ることが出来ないであらう。家庭教育は實にあらゆる教

就學後の家庭教育

家庭は生活の根據

育中、最も重要な教育といはなくてはならぬ。家庭教育は、幼少にして學校に入らない兒童にだけ大切なのではない。長じて學校の教育を受けるやうになつても、その重要さに少しも變りはないのである。兒童の生活も、青年の生活も、その根據は家庭にあつて、家庭の影響を受けることが極めて多い。故に兒童が學校教育を受け、社會に於て社會の影響を受けるやうになつても、家庭の教育は根強い力を持つてゐるもので、若しその教育が完全にはかられることなく、深く慮られないならば、あらゆる教育の効果は全く滅殺せられてしまふのである。

家庭教育の不完全は一生の不幸を招く

世の中には往々にして、兒童を學校に送るや、教育のことは全く學校に任せてしまつたかのやうに考へて、家庭の薰育を省みない者があるのは、實に嘆かほしいことで、これでは教育の効果を擧げ

教育に於ける母の位置は重大である

兒童と母

ることともむづかしく、徳を具へ、知を藏する人格を育成することは出来ない。世には學校の教育を受けながら、家庭教育の不完全な爲に一生涯の不幸を招き、或は社會の敗殘者となり、或は忌まほしい犯罪者となつたやうな例が乏しくない。實に家庭は教育の基であり、人たる生活の出發點である。

第二章 家庭教育者としての母

前章に述べたやうに、家庭教育は教育中の教育として、その任は極めて重大であるが、然らばこの教育に當るのは何人であらうか。いふまでもなく家庭にあるすべての長上は、皆その教育者として、日夕兒童心身の發達に心がけなくてはならぬ。しかし、その中にあるつて、幼きものの生れ落ちるから、あらゆる育成をその一身に引受

母性の美と教育

けて、はて知らぬ愛に満ちてゐるのは母である。

人に於て母の愛ほど廣く、美しく、己なき愛は、到底これを他に求めることは出来ない。母の愛の絶大にして、その子女を撫育することの懇切なことは、古から幾多の挿話がこれを示してゐる。父も亦家庭の教育者として協力一致、以て事に當るべきは勿論であるが、その愛は本性として母の愛に及ばず、またその本來の生活が多く世事に心を囚はれて家を外にし易いから、日夕兒童の監護に當つて、細大となく子弟の教育をなすことは、殆ど不可能である。然るに母は廣くして深い愛を藏する上に、哺乳から襁褓に至るまで、細大となくその育成に關はり、しかもその生活が多くは家庭の内に營まれるのを本來とするから、家庭教育者として母の有する任務は、最も重いものといはねばならぬ。

愛は理想で照らさなくてはならぬ

無理想なる愛の弊

子を愛するのは人の情であつて、何人と雖も差別はない。そしてこの愛こそ家庭教育者として最大の必要條件であるが、唯盲目的本能的に愛するだけでは、理想に向ふべき教育の任を果すことは出来ない。既に述べたやうに、徳性を涵養し、生活の良習を得しめるなど、家庭教育で果さるべきことは極めて多いのであるが、今若し家庭教育者として最も重い役を果さなければならぬ母が、助成すべき性格の理想もなく、その生活態度の規準もなく、唯兒童を愛するだけであつては、兒童は唯その不完全無理想な生活の影響を深く印するに止まり、教育の實を擧げることが出来ない。母たる者はこの點から考へて、自らの愛をいやが上にも深め寛めるだけでなく、進んで自ら十分な修養を積み、高尚な人格を養ふと共に、高い理想をいただき、己が愛をこの理想の鏡に照しつゝ、兒童を育成しなく

兒童を知れ

てはならぬ。

しかしよき母たるには、愛を深め、理想を高める一面に於て、その育成すべき兒童の本性に就いても、また十分な知識を具へなければならぬ。よい建築をなさうとするには、その美しい姿を心に描きつゝ、その建築のわざに熱愛を捧げるだけでなく、その地盤を調べ、そしてその材料に就いてよく知ることが肝要である。然らずんば建築半ばにして、その美しかるべき圓柱に龜裂を生じ、崇高なるべき尖塔が歪ゆがむかも知れない。教育に於ても亦同様で、教育せらるべき兒童の性質に就いて、よく知らなくてはならぬ。

世には唯理想に走り、熱愛に燃えるだけで、兒童の性質を省みぬ爲に、唯己を強ふるに止まり、その効の却つて擧がらないことが甚だ多い。教育をなさんとする者は、先づ兒童そのものに就いてよく

知なき教育の失敗

兒童そのものを知るの要

愛と知との協合

知らねばならぬ。私たちは、ここに「知によつて愛を生じ、兒童を知ることにより、重ねてこれに對する愛を得ることが出來よう。」

しかしまた世には知識だけを有することによつて、教育をなすことが出來るかやうに考へてゐる者があるが、これは大きな誤である。知識は唯水先案内のやうなものである。船は水先案内だけで進むものではない。その機關を廻轉せしめる強い動力を必要とする。この動力となるものが、即ち愛情である。教育は愛から生まれる。愛のない教育は、動力のない船のやうなもので、その効果を現すことは出來ぬ。しかし本能的盲目的愛だけの教育は、水先案内のない船のやうに、坐礁沈没の虞おそれがある。愛と、知との、協合——これこそ教育の眞諦しんていであつて、よき母即ちよき教育者としての母たるの要諦は、ここにあるといはねばならぬ。

祝福と光輝へ

かやうな母を有する家庭にある兒童の將來は、極めて祝福せらるべきであり、またかやうな母を一人でも多く有する國家・社會こそ、前途に明るい光輝を見出すことが出来るのである。

第三章 身體並に精神の發達

第一節 發達時期の區分

發達は時期を分けて見る

人の心身の發達は、これを次に示すやうに幾つかの時期に分つて見るのを便とする。

嬰兒期

嬰兒期 生まれて滿一箇年の間を嬰兒期とする。その中、生後一週間はこれを初生兒として嬰兒と區別することもある。即ち嬰兒期は母の膝にあつて哺乳せられ、育成せられる時代である。

幼兒期

幼兒期 滿一箇年を経てから滿六歳に達するまでの時期を、通

兒童期

例幼兒期と名づける。この時期に於て、人は父母の膝下で極めて大切な時期を過し、やがて幼稚園教育を受けるやうになる。即ち家庭教育と幼稚園教育との時代である。

兒童期 六歳を過ぎると、これから青年期に至るまでの間を通例兒童期と稱する。主として小學校の教育を受ける時期に當つてゐる。

青年期

青年期 人の成育は、男子は十四五歳、女子は十二、三歳を過ぎると成熟期に達する。これから二十二、三歳までを通常青年期と稱する。この時代は人生の最も大切な時期であつて、人はこの時期に於て既に職業に就き、家を成し、或は中等教育から専門教育を受けて職業に就く準備をなすのである。

これ等の發達時期は、勿論人によつて遲速があり、一樣にはいひ

一般的發達
と身長及び
體重

難く、且つその時期の境も明瞭ではないが、各時期は大體に於て、その心身發達の状態に特徴があるから、これを區分して考へるのを便とする。

第二節 身體の發達

身體の一般的發達 身體の一般的發達は、身長及び體重の増加發達によつて示される。これは身長及び體重の發達は、大體に於て身體内部の諸器官の發達と相並行し、身體一般の發育の消長は、ここに示されるものがあるによる。今我が國兒童の身長及び體重の發達を見るに、表一のやうである。

即ち身長は初生兒では、約四十九糎であるが、生後五歳でその二倍に達し、十五、六歳になると、その約三倍となる。體重は初生兒では約三千瓦であるが、生後五、六箇月で既にその二倍に達し、滿一箇年

身長及び體重
の發達

表一
我が國兒童の
身長・體重の
發達
(三島博士)

發達の消長

年 齡	身 長(糎)		體 重(瓦)	
	男	女	男	女
初 生 兒	49.1	48.7	3.04	2.87
1	73.5	72.9	9.00	8.50
2	79.5	78.9	10.80	9.90
3	85.4	84.9	12.40	11.50
4	91.7	91.0	13.70	12.90
5	97.4	96.5	15.20	14.50
6	102.8	102.4	16.50	16.00
7	108.3	107.2	17.80	17.20
8	113.8	112.0	19.10	18.70
9	118.3	116.2	21.00	20.50
10	122.8	120.4	23.00	22.30
11	127.0	125.9	25.00	24.40
12	130.8	132.3	27.20	27.80
13	135.2	139.0	29.80	31.40
14	141.5	143.2	33.60	36.50
15	146.3	144.7	38.70	38.20

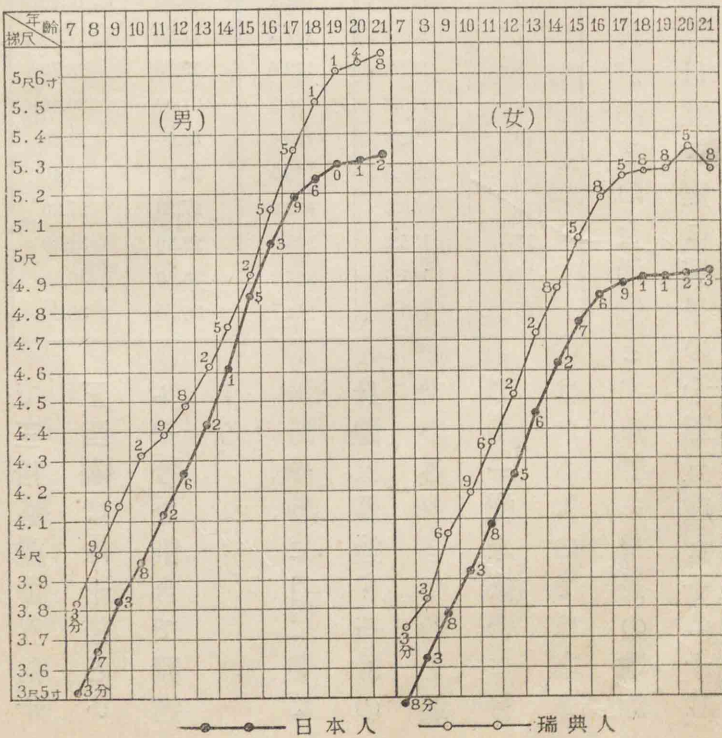
で三倍、五歳で五倍、十三、四歳では十倍といふやうな割合で發達する。

かやうに月に年に身體は發達するものであるが、各年齢を通じて一様な割合に行はれるものではなく、

時期を定めて、多少の消長があるのを通例とする。即ち身長の増加は四、五歳から六、七歳に稍目立ち、更に男子の十四、五歳、女子の十二、三歳、即ち青年期の初に於て、殊に著しい増加がある。これ等は夫々

第一圖 我が國人と瑞典人との身長發達比較圖 (吉田氏)

第一伸長期第二伸長期といふ。體重の増加する時期はこれと異なり、出生當時から四歳頃までは著しいが、一時その増加が止み、更に八歳から十一、二歳までの間に再び増加する時期がある。これ等を夫々第一充實期第二充實期といふ。我が國人の身長及び體重は、これを外國人のそれに比べると、



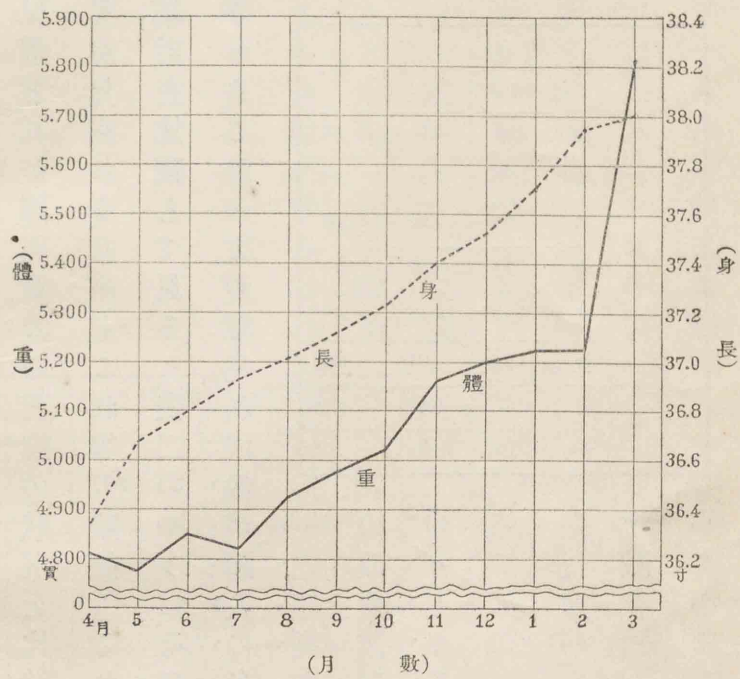
表二 正七—九 (平均) 時代による身長・體重の發達比較 (文部省) 教養上の注意

年 齡	正七—九 (平均)		差
	明治33—35 (平均)	大正7—9 (平均)	
10	男	3.99	.05
	女	3.92	.02
15	男	4.83	.06
	女	4.71	.11
10 (身長)	男	6.126	.013
	女	5.917	.026
15 (體重)	男	10.359	.315
	女	10.292	.393

甚だ劣つてゐることは、あまねく知られてゐる事實であるが、外國兒童と我が國兒童との發達の狀況を比較しても、亦同じやうな優劣が見られる。しかしこれ等の狀態も、これを我が國十數箇年間の統計を比較して見ると、表二のやうに、その間に著しい變化が見出される。これによつて見れば、我が國人の身長、或は體重も、必ずしも

一定不變なものではなく、生活狀態の改善、體育の普及などによつて、進歩せしめることの出来るものであることがわかる。兒童が自らの身長または體重の増減を知ることが、身體の發達に就いての興味を得ることが多く、従つ

第二圖
尋常一年生一箇年の身長・體重の増加
(勝岡氏)



り屢、體重の變化などを檢して、これを記録して置くことが大切で

てこれによりその生活を衛生的に導くの動機を見出すことが出来る。しかも一方ではその記録は身體の狀況如何を示すことが多いから、これによつて疾病を豫知し、適當な處置をも講ずることが出来るのである。されば家庭に於ても、學校に於ても、出来る限

發達の標徴たる生齒・歩行の時期

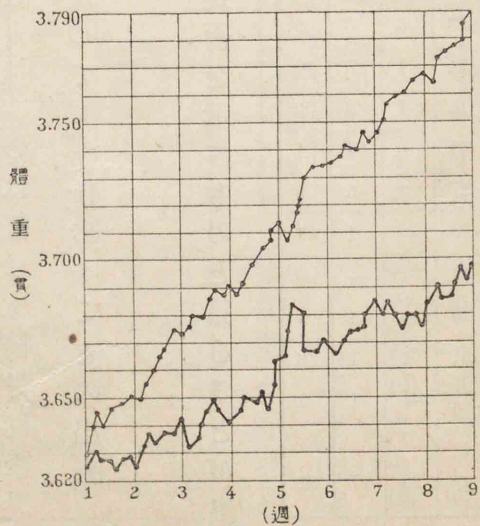
第三圖
日々の體重増加比較
健康體(上)
と疾病體(下)
(五歳兒二人に就いての體重増加曲線)

生齒の時期

ある。

生齒及び歩行

これ等身體の一般的發達の間には、種々な發達標徴ともいふべきものがある。生齒及び歩行はこれである。これ等はいづれも身體の發達に一つの時期を劃するもので、一は即ち哺乳榮養から咀、嚼、榮養、に遷るべき時期を示し、一は即ち匍、匍、生活から歩、行、生活に入るべき時期を示してゐる。



生齒の時期は通例生後七、八箇月で、早きは五箇月、遅きは十三箇月くらゐである。この時期にあつては、齒の特別な保護を加へるこ

表三
兒童の生齒期
歩行の時期
(著者)

月	男	女	計
5	1	6	7
6	2	1	3
7	2	4	6
8	5	6	11
9	5	1	6
10	1	3	4
11	1	7	8
12	3	3	6
13	1	—	1
14	—	—	—
15	—	—	—
計	21	31	52

始るものもあるが時には二箇年になつても、なほ歩くことの出來ないものもある。

との必要なのは、いふまでもない。

歩行の時期は大體誕生の前後であつて、早いのは既に十箇月前後で

これ等の意味

表四
兒童の歩行期
(著者)

來るのであるが、歩行の時期のやうなのは、身體發育の如何を表す

これ等はいづれも身體發育の良否を示すものと見ることが出来るのであるが、

五十二人の兒童の歩行期

月	男	女	計
10	—	1	1
11	4	6	10
12	3	2	5
13	6	3	9
14	7	3	10
15	1	2	3
16	0	1	1
17	3	5	8
18	—	1	1
19	—	—	—
20	—	1	1
21	1	1	2
22	—	1	1
計	25	27	52

表五
兒童精神發達の遅速
(ターマン氏)

精神の發達	最も早いもの	最も遅いもの	平均
普通兒	十一月	一八月	一四月
低能兒	一二月	七二	二四
優秀兒	九	一八	一三、四

ばかりでなく、精神の發育とも極めて密接な關係を有するものと

發達は境遇で異なる

都會と田舎

表六
都會と田舎の兒童の發育比較
(吉田氏)

境遇と身體

いはれてゐる。

身體の發達は境遇の如何によつて異なることは、種々な調査に見て明らかである。都會に生育した兒童と田舎に

	身長	體重	胸圍	
10歳	東京の兒童平均	男 4.01 女 3.98	男 6.080 女 5.930	男 1.93 女 1.87
	全國兒童平均	男 3.98 女 3.93	男 6.133 女 5.900	男 1.98 女 1.90
	差	男 (+) 0.03 女 (+) 0.05	男 (-) 0.053 女 (+) 0.030	男 (-) 0.05 女 (-) 0.03
	東京同上	男 4.62 女 4.62	男 8.580 女 9.010	男 2.20 女 2.17
14歳	全國同上	男 4.61 女 4.62	男 9.003 女 9.319	男 2.25 女 2.23
	差	男 (+) 0.01 女 (±) 0.00	男 (-) 0.423 女 (-) 0.309	男 (-) 0.05 女 (-) 0.06

表七
經濟的境遇による發育の相違
(ウインチ氏)

經濟的境遇

生育した兒童とは、その身長に於ても、胸圍に於ても、異なつた傾向がある。表六に見るやうに、都會の兒童は、長身、瘦軀の傾向があり、田舎の兒童は、稍これに反する。更にこれを經濟的境遇の相違から見ると、身長にも體重にも著しい相違が見られるので、富裕な者の子弟は、身長も體重も共に多く、貧しい者の子弟は、少いのが一般である。これ等はその生活の状態や境遇の異なる爲に起る事實と見られ、兒童身體の保護に就いて、注意すべきことである。

(身長) (吋)		
室數	男	女
1	46.6	46.3
2	48.1	47.8
3	50.0	49.6
4以上	51.3	51.6
(體重) (封度)		
室數	男	女
1	52.6	51.5
2	56.1	54.8
3	60.6	59.4
4以上	64.3	65.5

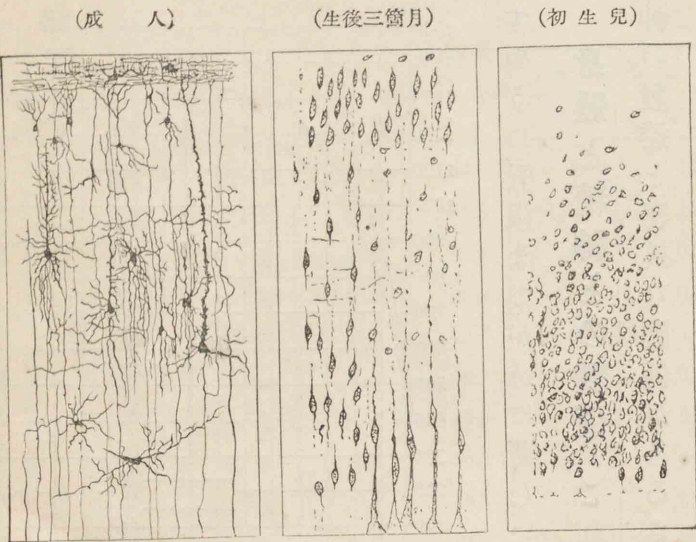
精神の發達と關係する身體の發達 身體の中で殊に精神

精神と關係
深い腦髓の
發達

組織の發達

第四圖
腦髓の解剖圖
(スタール氏)

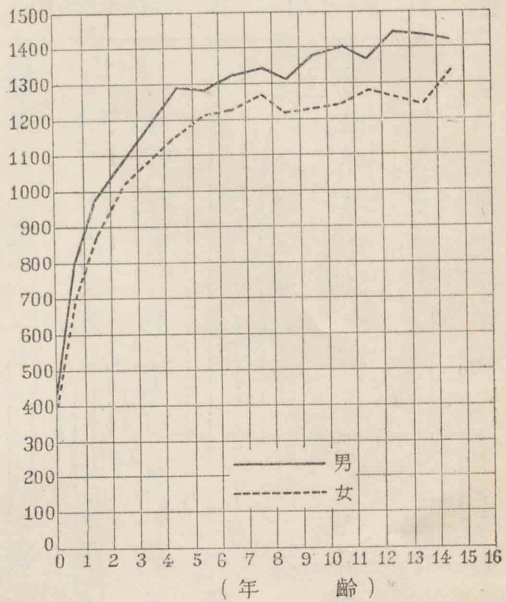
重量の發達



と密接な關係を有するものは、いふまでもなく腦髓である。従つて精神の發達も、その發達と著しい關係がある。中でも大腦の發達は、殊に密接な關係を有してゐる。今その組織の發達を示すと、上圖のやうである。このやうな腦の内容の發達につれて、その重量も亦漸次に増加し、初生兒に於て僅かに四百瓦くらゐのものが、六歳に於ては、千三百瓦を越えるやうになることは、また第五圖に示すやう

頭圍の發達

第五圖
腦重の増加と
年齢との關係
(スカンモン氏)



精神の發達は身體の狀態と關係する

すやうに、五歳までが殊に著しい。

身體と精神との關係

これ等腦髓の發達は、前述のやうに精神の發達と密接な關係がある。さればその發達の著しい五歳までの精神の發達は、殊に著しいものがあるといふ。

である。これ等腦細胞及び腦重の發達と略、並行するものに頭圍がある。頭圍は腦髓の内容の發達すると共に發達するから、大體精神の發達をも示すことが出来る。頭圍の發達は表八に示

兒童期の疾病及び異常

表八
頭圍の發達
(三島博士)

(單位 厘)

年齢	平均		各年増加	
	男	女	男	女
滿一歳	45.4	44.6	1.3	1.2
二歳	46.7	45.8	1.9	1.1
三歳	48.6	46.9	0.3	0.9
四歳	48.9	47.8	0.4	0.9
五歳	49.3	48.7	0.9	1.0
六歳	50.2	49.7	0.4	0.2
七歳	50.6	49.9	0.3	0.1
八歳	50.9	50.0	0.3	0.5
九歳	51.2	50.5	0.3	0.8
十歳	51.5	51.3	0.4	0.4
十一歳	51.9	51.7	0.2	0.5
十二歳	52.1	52.2	0.4	0.6
十三歳	52.5	52.8	0.5	0.6
十四歳	53.0	53.4	0.6	0.3
十五歳	53.6	53.7	—	—

く、また扁桃腺肥大・アデノイド・貧血・寄生蟲の寄生のやうな異常の狀態も亦少くない。

これ等の疾病に屢襲はれる時は、兒童はその發育を害し、腦髓の

幼兒期または兒童期は、一般に身體に抵抗性が少いから、疾病にかゝり易い。就中麻疹・猩紅熱・百日咳・疫痢肺炎などの激しい疾病にかゝることが多

罹病と精神發達

第六圖
アデノイド治療前(右)と後(左)との顔貌



家庭は兒童の身體保護に重大な責務がある

發達をも害するが爲に、従つて精神の發育を遲滞せしめることが少くない。扁桃腺肥大アデノイドその他の異常状態を有する兒童に於ても、精神の發育が遅れることが多い。その他視力や聽力に異常のある者は、精神生活の門戸を閉づるものがあるが爲に、精神の發達を害することもある。

家庭の身體養護 身體の發達に

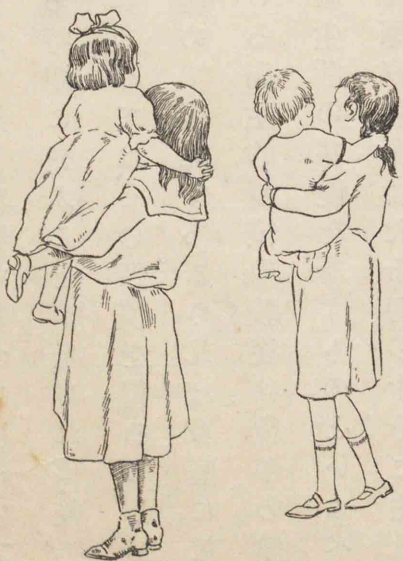
就いて十分な注意を拂ひ、故障のないことを期するのは、いふまでもなく家庭の責務である。即ち家庭は兒童の榮養・運動・睡眠・衣服などに就い

家庭の保健上の注意

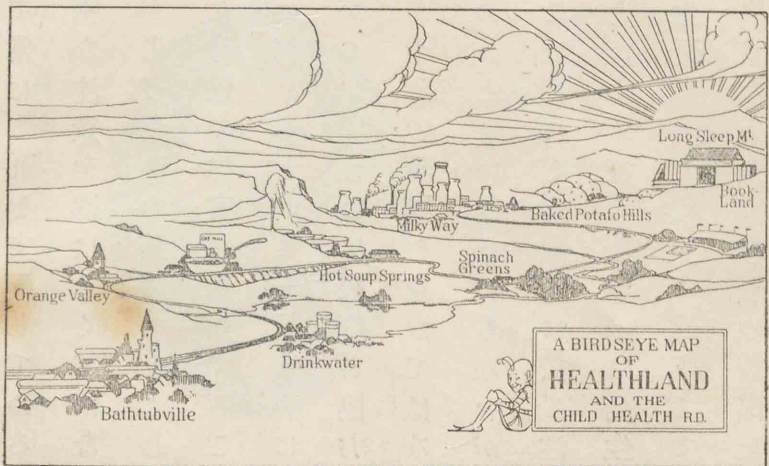
第七圖
よい抱き方(右)と悪い抱き方(左)

て、常にこれを支配してゐるのであるから、これ等に就いて、特に周密な注意を拂はなくてはならぬ。

先づ兒童の榮養をよくし、清潔を旨とするなど衛生に注意し、また發達の障害を豫知すること、に努めると共に、一旦疾病にかかつた場合には、醫師と協力して十分の看護を怠つてはならぬ。ことはいふまでもないが、ここに特に家庭教育に於て注意しなくてならないのは、衛生的生活習慣の教養に就いてである。身體の健全な發達に缺くことの出来ない食事・睡眠の習慣を始として、姿勢・呼吸などの衛生的習慣



第八圖
榮養王國
(保健ボスター)



睡眠に就いての注意

は、家庭の注意を以て馴致するのほ
 かはない。幼児期はかやうな習慣を
 養ふに最も容易であつて、しかもこ
 の時期に養ふことがなければ、後年
 になつては、その習慣を得ることが
 極めて困難である。されば家庭に於
 ける衛生的習慣の教養は、後年の健
 康生活の基礎をなすものといふべ
 く、家庭教育者たる者の十分に注意
 すべきところである。

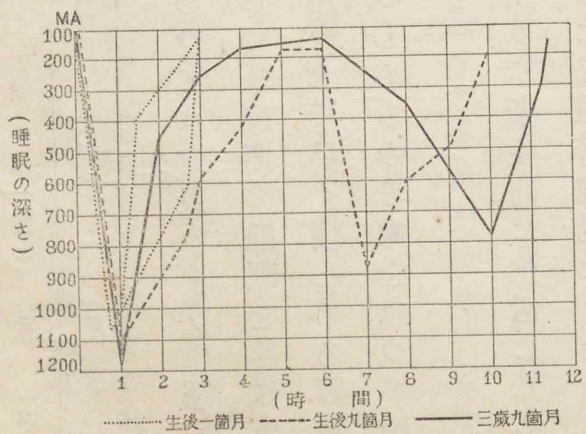
児童の衛生的生活の中で特に大
 切なのは、睡眠に就いての考慮であ

第九圖(上)
睡眠と新しい
空氣と太陽の
光線とを兒童
に十分與へよ
(保健ボスター)

第十圖(下)
兒童の睡眠の
深さ
(ツェルニー氏)



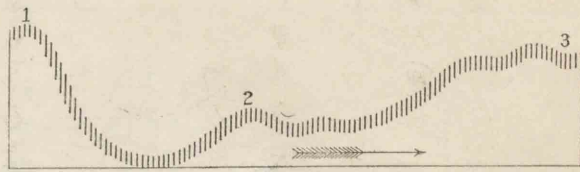
る。睡眠は身體の健康を維持する爲に極めて大切であるが、就中深
 くして、長い睡眠は、健康の第一要件といはれてゐる。從來種々な調
 査によると、我が國兒童の睡眠時間
 は、これを衛生的な標準時間と比較



表九
睡眠標準時間
表
(クローリッヒ氏)

年 齡	時 間
七	一一
八	一一
九	一一
一〇	一〇・三〇
一一	一〇・三〇
一二	一〇
一三	一〇
一四	九・三〇

第十一圖
睡眠中腕と手の血量の變化
(腦の活動に伴つて増減する)



體育運動に
ついての
注意

以てその健康を増進すると同時に、一方には體育運動によつても、これをはからねばならぬ。これが爲には、兒童の身體的發達に適つた運動をなさしめると同時に、その方法に就いても、十分な衛生的

して著しく少い。家庭にあつては、右表のやうな睡眠時間を参考して、出来るだけ長時間の睡眠をなさしむべきである。そして兒童をして早く寢しめる習慣を養ふと共に、熟睡をなさしめるの考慮を怠つてはならぬ。

家庭は兒童をしてかやうに衛生的に生活せしめ、

健康第一

注意をなすべきである。更にまた一方では、兒童の精神的發達殊にその遊戯の生活に注意して、その自らの興味の中に自發的に運動を行はしめるやう考へなくてはならぬ。凡そこれ等の注意にして怠られるならば、體育は十分な効果を擧げることが出来ないばかりでなく、身體の發達を害して悔を後に残すことが少くないであらう。

身體の健康は、あらゆる人の活動の基礎である。或學者は「人にして健康を失ふならば、百萬の知識も何かあらん」といつてゐるが、誠に健康こそ第一の寶である。故に身體の健康をはかることは、あらゆる教育の第一歩であつて、しかもその基をなすものが家庭の教育にあることを思へば、私たちは周到な注意をこれに拂はねばならぬことを知るのである。

感覺と知覺の種類

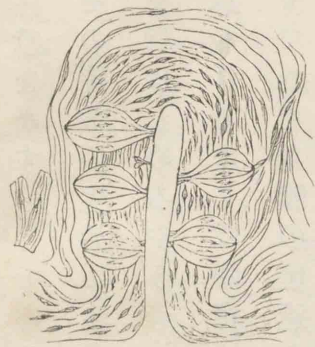
味覺

第十二圖
味覺

一 感覺及び知覺

第三節 精神の發達 第一 知的作用

外界を知る機能は、通例感覺と知覺に分たれる。味覺、嗅覺、皮膚覺、視覺、聽覺など、いはゆる五官によつて營まれるもの、及び運動感覺、有機感覺はこれを感覺といひ、これ等の結合によつて營まれるところの、事物の意味を知り、空間・時間などを知る機能を知覺といふ。



味覺は舌にある味蕾をその器官として、物の味を知る働を營む。そしてその感覺は甘・酸・苦・鹹の四つの味に分けることが出来る。普通物の味といふのは、これ等の感覺が相結合し、これに嗅覺や觸覺の參加したも

嗅覺

皮膚覺

の全體を指すのである。味の感覺は既に初生兒に於てその現れを認めることが出来る。嬰兒が甘い乳を好み、苦い藥を嫌ふのは、その證と見られる。

嗅覺は鼻腔にある嗅領をその器官とし、種々な香臭を區別することが出来る。この種の感覺は、比較的遅れて發達し、兒童では鋭敏でなく、青年期に於て著しく發達するといはれてゐる。子供が比較的惡臭の藥を飲むのは、この爲であらう。

皮膚には壓を感じる點、冷・溫を感じる點、及び痛みを感じる點を區別することが出来る。これ等を夫々壓點、冷點、溫點及び痛點といひ、皮膚の感覺即ち皮膚覺は、皆それ等の種々な結合である。皮膚覺は極めて早く現れ、幼少の兒童に於てもこれが見られる。嬰兒が熱湯に泣き、溫湯を喜ぶのは、人の知るところである。

視覺

光または色を識別するのは視覺の機能である。光を感じるのを光覺といひ、色を感じるのを色彩感覺といふ。光覺は既に出生第一日に現れ、初生兒も光に顔を向けることは、人の知るところであるが、色を見ることの出来るやうになるのは、これより遅れて一箇月前後であるといはれてゐる。

視覺に於て色彩感覺の缺けてゐるものを色盲といふ。全々色の見えぬ全色盲の者は、外界の色を見ることが出来ないで、これを白と黒との變化として見るのである。その他部分色盲には赤緑盲、赤盲、緑盲があるが、これ等は夫々その色を見ることが出来ない。色盲は遺傳によるものであるから、既に幼時に現れ、これを檢することも出来るが、男子に比較的多く、女子には極めて少い。

聽覺

聽覺は耳をその器官として、よく各種の音を區別することが出

來るもので、これ等の音は、通例噪音と樂音とに分ける。風の唸り、木の葉のそよぎなどは噪音に屬し、琴を奏で、ピアノを彈ずる時の音などは樂音に屬する。音階はこの樂音を一定の段階をつくつて排列したものである。

音の感覺は、出生して三、四日を経れば現れ、二箇月前後になると、よく手を拍くに應じて頭をめぐらし、十歳頃になればすべての音に對する感覺は、全く完成せられるといはれてゐる。音の感覺を缺く者を聾といふ。また生れつきの聾者は、音を聞くことが出来ない爲に啞者となる。

これ等の感覺のほかに、運動の状態は運動感覺により、滿腹、空腹、渴、呼吸の困難或は容易など、内部諸器官の状態は有機感覺で知られるが、これ等も既に幼時より存し、比較的完全にその作用が營ま

運動と内臟諸器官の感覺

内包知覺

れてゐる。

人が事物の意味を知ることの出来るのは、これ等種々な感覺の結合に過去の經驗が加はる爲である。兒童は經驗を積むに随つてその働が漸次發達して來るものである。

空間知覺

物の大いさ廣がり距離など、すべて空間を知るのは視覺觸覺の與ることが多い。即ち眼に映る大いさ形などや、これ等と觸覺との關係などによつて、これを知るのである。しかし幼兒は口からの距離や這ひまはる運動の程度によつて知ることも少くない。この種の知覺は初は不正確であるが、兒童期に入るに随つて正確となる。時の経過を知るのは時間知覺による。これは兒童期ではなほ不完全で、一般に時間を過大視し、短時間を長時間とする傾が著しい。知覺にはなほこのほか運動や變化の知覺などが數へられる。

時間知覺

二 注意

注意の意味

これ等感覺知覺の外界を知る機能が完全に營まれる爲には、意識がこれに集中せられて、他に散漫することが止められなくてはならぬ。即ちかやうにして一物を明らかに知ることが出来るのである。精神のこのやうな機能を注意といふ。

注意の種類

無意注意

注意は外物が強大な場合、興味ある場合、動いてゐる場合、或は豫め待設けられた場合などには、自らこれに向ふのであるが、かやうな注意の状態を無意注意と稱する。然るに外物にかやうな性質が少ければ少いほど、私たちは注意しよう、と努めなくては、これを認識することが出来ない。かやうな注意を有意注意といふ。例へば、午砲の音には我知らず耳をひかれ、面白い話には自ら聞きとれるのであるが、小聲の話を聞きもらすまいとしたり、理解の困難な興味

有意注意

有意注意の進化

のない講義を聞かうとすれば、我が心を引きしめ努力しなくては、これを聞きとることが困難で、注意は自ら他へ外れようとする。しかし有意注意もこれを努めて練りかへすと、漸次精神の緊張がなくなるとも、これに注意することが出来るやうになる。これを二次的無意注意といふ。例へば、電車の運轉手などが始めて把手ハンドルを握るに當つては、異常な緊張を持たないでは、その運轉に必要な種々の關係を認識することは出来ないが、漸次これを練りかへすにつれて精神の緊張が少くなり、遂には機械的に何等の緊張もないかのやうに、しかも諸種の關係を心に置いて、易々と運轉することが出来るやうになるのは、即ちそれである。

兒童の注意

兒童の注意は、その幼少であるほど無意注意が著しく、大きいとか、強いとか、或は非常に面白いとかいふ性質のあるものだけに注

その時間

意をひかれる。従つて有意注意は、困難である。しかし長ずるに随つて有意注意が出来るやうになる。しかもなほその注意の緊張することの出来る時間は極めて短く、五六歳では二十分乃至三十分くらゐに過ぎない。兒童期も半ばになると、四十分くらゐは持續するやうになる。

その範圍

やうになる。

かやうに幼時の注意は無意的であつて、有意的には持續する時間が短いのであるが、一方にはその注意の出来る範圍も極めて小さい。爲に嬰兒は同時に兩手に玩具を持つことは出来ぬ。しかし間もなくそれが出

第十三圖 兒童注意の表情



注意の教育

兒童の注意を
知ること

一時に一事

來るやうになり、漸次發達して十四、五歳になると、通例四つの別個なものと同時に注意することが出来るやうになる。

兒童に於ける注意の狀況は以上のやうであるが、注意はあらゆる認識の綜合をなし、その機能を完全ならしめるものであるから、その性質に適ふやう兒童を教育すると共に、一方にはその發達をはかることが必要である。それが爲には、先づ兒童の注意の狀態を知る必要がある。これをなすには、日常の生活に於てその狀態を察することも出来るが、一方には第十四圖に示すやうな注意検査用紙を用ひて、その狀態を検することも出来る。

注意の範圍が狭い中は、餘り多くのことを一時になさしめようとしても無駄である。一時に一事を課し、十分注意をこれに集中することが出来るやうにしてやらなくてはならぬ。そして一つのこ

第十四圖
注意検査用紙
(點線をつながれた一列のうち形や文字や數字が右と左とで全然同じの時は點線の所に=を、同じでない時はXをつける)

□	○	△	□	○	△	□	□	○	△	□	□	○	△						
ル	エ	ト	レ	エ	ト	ひ	ま	く	め	つ	ひ	ま	く	め	つ				
丁	七	一	丁	七	一	司	各	合	吉	同	司	各	合	吉	同				
5	6	2	5	6	2	7	8	0	5	3	7	8	0	6	3				
□	○	△	□	○	△	□	□	○	△	□	□	○	△						
シ	ク	ア	シ	リ	ア	い	む	な	と	た	い	む	な	と	た				
三	上	下	三	上	下	企	伊	伏	伐	休	企	伊	伏	伐	休				
8	7	4	3	7	4	3	0	9	2	6	5	4	0	6	2	6	5	4	
□	○	△	□	○	△	□	□	○	△	□	□	○	△						
ラ	ア	ス	ラ	ア	ス	も	ね	ゆ	か	み	も	ね	ゆ	か	み				
不	世	丙	並	不	世	丙	並	宇	守	安	完	宗	官	宇	守	安	完	宗	官
1	0	9	4	1	0	9	7	6	1	2	9	7	5	6	1	2	9	7	5
□	○	△	□	○	△	□	□	○	△	□	□	○	△						
リ	ヘ	ラ	リ	ヘ	ラ	リ	か	つ	し	く	ら	た	か	つ	し	く	ら	た	
云	互	五	井	云	巨	五	井	忌	忍	志	忘	忙	患	忌	忍	志	忘	快	患
5	7	2	8	5	7	2	9	4	6	8	5	2	1	4	6	8	5	2	1

とを成しとげた後に、また他のことを課するやうにすべきである。勉強時間や、なさしめる課業の時間なども長くしないやうにし、且つ與へる作業を成るべく無意注意の性質に適つたものとすることが必要である。例へば、興味のあるもの、美しい材料などを與へることは、その一つの方法である。

注意集中の習慣

更に注意はこれを集中する習慣を幼時に養はないと、長じて後には容易でない。故に家庭の教育をなすに當つても、成るべく長く注意を持続せしめるやうに、漸次注意の練習をなさしめることが必要である。幼時放任して、かやうな監督をしなかつた家庭に人となつた者は、長じても長く注意を持続することが出来ない爲、種々生活上に不便を感じるものが少くない。

三 記憶

認識したところを把持し、時に當つてこれを想ひ起す機能を通例記憶といふ。記憶は過去の経験を現在に役立たしめる爲に重要な機能であつて、若しこれがなければ、人は過去の経験によつて何等現在の生活を利することが出来ない。

記憶はこれを機械的記憶と論理的記憶とに分つことが出来る。

記憶の意味

記憶の種類

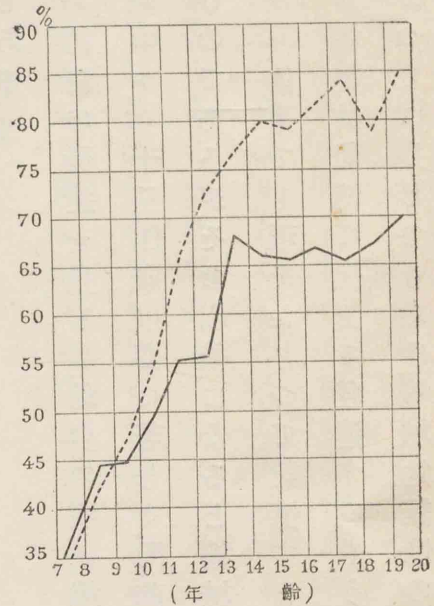
認めたところを、何等理解するところがなくとも、そのまゝ、これを記憶するものが機械的記憶であつて、識つたところを理解し、その筋道をたどつて記憶するのが論理的記憶である。何等理解することのない事實を鵜呑みにして記憶するやうなのは前者であつて、成人が物の理をわきまへ、筋をたどつて記憶するやうなのは後者である。

記憶の發達

記憶の發達を見るに、幼少の頃は機械的記憶が旺んで、殊に七、八歳頃から十三、四歳の間に著しく、門前の小僧がよく習はぬ經を讀むのであるが、その以後になると、機械的に記憶することが困難となり、何事でも理をたどつて記憶するやうになる。即ち論理的記憶が機械的記憶に代つて發達するやうになるのである。しかし人によつては、長じてもなほ機械的記憶の旺んなこともある。

記憶の型

第十五圖
記憶の發達
(スメドレー)



覺型・視覚型・運動型と稱せられる。しかし多くの人は、これ等の一つにばかり便を見出すことは少く、いはゆる混合型に屬してゐるのである。

記憶は既に述べたやうに、過去の經驗を現在に役立てる上に極めて大切な機能を營むものである。即ち兒童が過去に學び、經驗し

第十六圖
記憶検査用紙
(次頁参照)

(甲)

□	◇	⊗	⊙	□	±	∪	⊗	⊙	□	Y	⊕
スイ	エシ	フル	デエ	アト	クヤ	タト	モナ	スハ	ゴニ	ラニ	ヒア

(乙)

○	⊗	井	◇	工	⊙	∪	+	▽	田	○	□
ムカ	レタ	ノニ	ヲト	バハ	カテ	ハク	ステ	シア	ナル	マス	ナン

(乙)

∪	⊙	井	○	キ	□	+	∪	⊙	⊗	⊕	
外	スハ	ニ	ムカ	マ	クヤ	ナン	スイ	テ	ハク	ヒ	レタ

□	⊕	◇	⊗	工	⊗	▽	◇	□	田	⊕	Y
アト	ヒ	エシ	外	バハ	フル	シア	テ	ゴニ	ル	カテ	ニ

たことを現在の場合に當てはめる爲には、記憶の働によらなくてはならぬ。私たちの知識は多くこの記憶によつて出來たものである。故に家庭にあつて兒童教養の任に當る者は、よく兒童の記憶の發達を窺ひ、類型を知つて、これにより適當した教育を施

機械的記憶の検査法

さなくてはならぬ。記憶の良否を検するには、第十六圖の甲に示すやうな形と無意味な假名とを結びつけて記憶せしめ、これを乙のやうな検査用紙に記入せしめて、その正否を検し、或は次に示すやうな聯絡のない語を讀み、きかせて、その記憶したところを記さしめて検することも出来る。

- 一、馬・机・正直。
 - 二、柱・犬・筆・遠・足。
 - 三、櫻・時・計・牛・乳・昔・綠。
 - 四、子・供・林・橋・下・駄・親・切・仕・事・孝・行。
 - 五、鉛・筆・弟・窓・袴・忠・義・樂・み・勉・強。
- そして前のは視覚よりするもので、後のは聴覚よりするもので

論理的記憶の検査法

あるから、その成績の良否によつて、類型の如何をも窺ふことが出来る。以上は機械的記憶に就いてであるが、論理的記憶は兒童が機械的記憶によることが多いので、検することが困難である。しかし次のやうな文章を讀みきかせて、その後記憶した言葉の數で良否を判定することも行はれてゐる。

昨夜、九時頃、火事があつた。一時間ばかりで、消えたが、十軒ばかり、焼けてしまつた。よく眠つてゐた、少女を、救ひ出す爲に、一人の、消防夫が、手足に、やけどをした。

かやうに査定した結果、記憶の劣つた者には少量のことを正確に記憶せしめるやうにしなくてはならぬ。記憶の良否を顧みず徒に多量の記憶を強ひるのは、結局何事をも記憶することなく、害あ

査定した結果に就いて

つて益のないことである。また記憶の類型を知つて、記憶の方法を、兒童に教へることも大切である。そして兒童は機械的記憶が旺んであるから、國語、外國語その他語記を必要とするやうな科目、即ち機械的記憶によるものは、この時期に課する必要がある。外國語の學習に就いて「五、六歳からこれを課すべし」と説く者があるのは、この理由によるのである。

四 想像及び思考

想像とは過去の經驗を新しく結合して、未知のことに思ひ及ぶ機能をいふ。そしてこれが確實な材料で論理的方法で行はれる時は、これを思考といふ。想像には思ひ出すまゝに何等系統なく行はれる受動的想像と、系統的ならしめんとする能動的想像とがある。

想像・思考
の意味

兒童の想像

想像の教育

純正な教育の
必要

兒童は想像に富み、幼少なほど受動的、且つ架空的な想像に走り易く、爲にまゝ知らず識らずの間に事實を誇大して、虚言に陥ることも少くない。しかし長ずるに随つて系統的となり、事實との關係を反省するやうになつて來る。兒童教育の任に當る者は、よくこの間の消息を知つて、その發達に心しなくてはならぬ。

想像はすべて創作的活動の基本となるものであつて、發明、發見は固より、文藝の創作など、いづれとして想像活動に俟たぬものはない。さればその純正にして豊かな發達は、文化の發達に缺くことの出來ないもので、教育はこの點に十分な考慮を拂はなくてはならない。

從來教育は唯過去そのまゝを記憶するを以て知識の進歩と考へてゐた點が多い。従つて想像の教育、創作の教育を閑却した傾が

第十七圖
想像遊戯



ある。しかしこれは誤であることは、教育の目的とするところから見ても明らかである。既に述べたやうに、児童に於ては幼時から想像の働が旺盛であるから、先づその發達に應じた童話・寓話などを聞かしてこれを修練し、一方には日常生活の諸種な機會に於て成るべく児童の想像活動を誘發することに努め、これが發達を促すやうにすべきであらう。なほ進んでは、他面児童自らの想像を表すべき作話・作歌などの練習

児童の思考
とその修練

をなさしめ、また想像遊戯を課するなど、その創作的生活を一層指導・啓發するやう努むべきである。

児童に於ける思考の傾向は、比較的遅れて發達するものとせられてゐる。これ児童は多く精神の遺産たる本能によつて生活し、殆ど思考の必要がないからである。しかしながら種々な經驗は、漸く児童自ら思考の必要を生じ、自然に發達するやうになる。児童を、いて自ら思考せしめることは、思考の修練上必要であるが、それには児童の環境を整理して思考する必要を生ぜしめ、またよく正しい思考をなすことが出来るやう導かなくてはならぬ。即ち児童が日常生活に於いて或困難に陥り、自ら思考しなければならぬやうな場合には、その思考によつてこれが開拓出来るのを待ち、その時に始めて正しい方法と然らざるものに就いて、その結果からこ

個人差の意味

れを指導する心がけが大切である。唯兒童が困難するまゝに、直ちにその方法を授けるやうなのは、思考の活動を教育するものといはれない。

五 個人差

諸種な精神機能は、大體年齢に應じて發達するが、必ずしも萬人一様ではない。既に述べたやうに、記憶する場合にも、聽覺によるのを便とする者と、視覺によるのを便とする者とがあり、長じて機械的記憶によるのを便とする者と、然らざる者とがあるなどは、その一例で、すべての人が同一の傾向を示すものでないことを示してゐる。かやうな個人による機能の傾向の相違を個人差といふ。

個人差はかやうに特殊な機能にも見られるが、一方には世にいはゆる智慧、即ち一般綜合的ともいふべき認識判斷の生活にも、亦

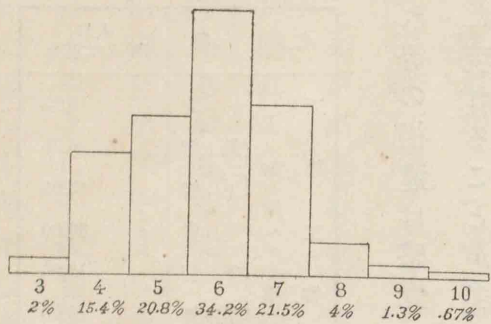
一般智能の個人差

これが見られる。前者はこれを特殊智能の個人差といひ、後者はこれを一般智能の個人差といふ。

一般智能の個人差は、フランスのビネー氏によつて始められた智能査定法によつてこれを検することが出来る。この査定の結果

によると、一般智能の個人差は、同一の年齢であつても、二年或は三年くらゐ進んでゐる者或は遅れてゐる者が示される。かやうにして普通の一般智能を具へた者は六十%を數へるが、残りの二十%は勝れた智能を有し、二十%は劣つた智能を有する者を數へることとなる。天才秀才などは、この勝れた者に屬し、低能劣等などは、この劣つた者に屬してゐるの

第十八圖 一般智能の個人差 (3、4などは智能年齢を示し、線の高さは人数の割合を示す) (ターマン氏)



劣つた者及び勝れた者の精神的特性

表十 智能の各段階の百人に對する割合 (ウッドロウ氏)

名	稱	人口百人に就き
天才	最上智	0.25
優等	上智	6.75
	常智	13.00
正等	常智	60.00
	下智	13.00
劣等	最下智	6.00
	能	1.00

れ等の相違は感覺に現れることが少く、注意、記憶、思考などの機能に現れることが多い。智能の發達の遅れた者にあつては、有意注意が困難で動搖し易く、随つて注意は他に散り易い。爲に精神を集中して一事に傾倒することが難く、何事も途中で廢するやうな傾向がある。かやうに注意が散漫であるから、記憶も随つて困難で、それも極めて簡単なことでなければ記憶が出来ない。そして忘れること

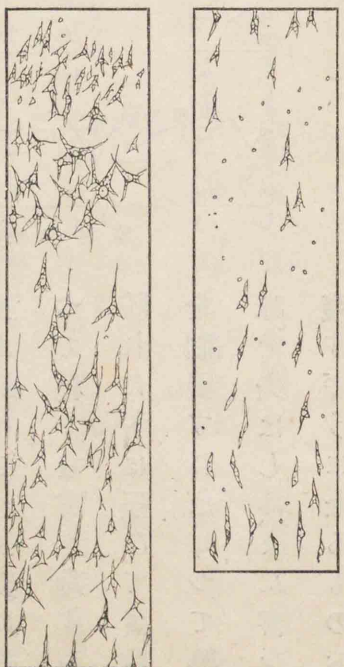
である。

これまで述べて來た諸種な精神機能の發達は、すべて正常な者に就いてであつたが、勝れた智能を有する者または劣つた智能を具へる者は、いづれも特殊な機能の状態にあるものである。そしてこ

第十九圖

腦細胞發達の相違を示す

(右) 低能者 (左) 正常者 (ハンマーベルグ氏)

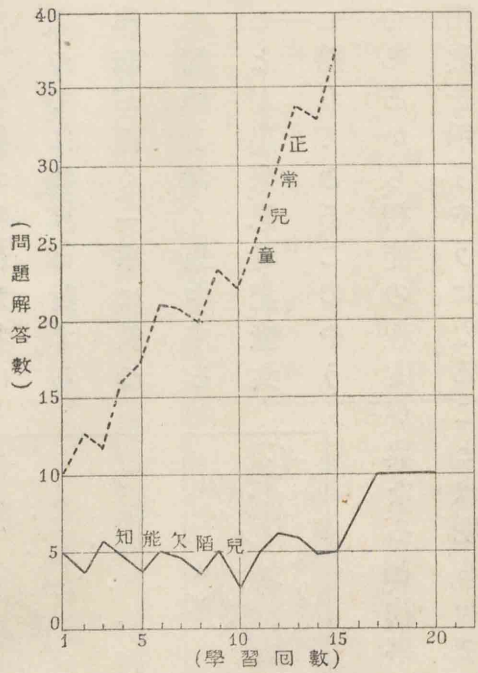


一般知能の個人差と教育

も早い。智能の劣つた者に於て最も著しいのは、思考活動が遅く且つ不正確で、しかも複雑なものに就いては、それが不可能なことがある。智能の勝れた者にあつては、物事に對する興味が深く、一事に當つて精神を深く集中することが出来、思考、記憶共に勝れてゐる。このやうであるから、智能の程度が異なると、物事を學ぶに當つても、著しい相異を示すやうになることは明らかである。

かやうに一般智能に個人的差異の存することは、兒童を教育するに當つて、種々な考慮を必要とするやうになる。先づ私たちは兒

第二十圖
正常兒童と智
能缺陷兒童と
の學習過程の
比較圖
(ストロング氏)



童の智能が如何なる程度に發達してゐるかに就いて、十分な知識がなくてはならない。そしてこれに應じた教育の方法を考慮すべきである。劣つた者に過重の負擔を課することがあれば、これが爲に却つて種々な害を殘すが、勝れた者に強ひて負擔を制限すれば却つて興味を失はしめ、また害を殘すやうになるものである。學校に於ける教育は、多くは畫一的で、普通兒童を目標とし、同一の教室で同一時間に同一の教授をなすものであるから、一方に

特殊な教育の
必要

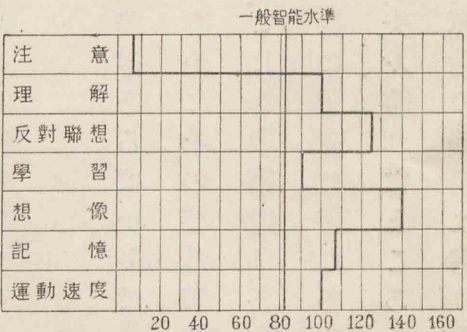
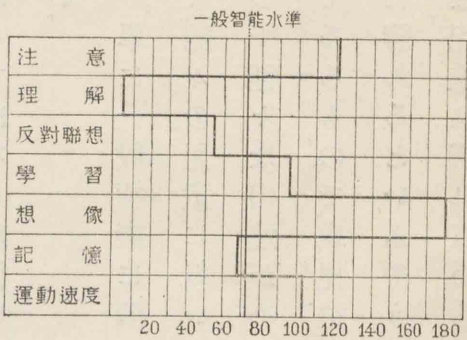
特殊智能の
個人差

容易に過ぎる者があると同時に、一方には困難に過ぎ、理解することの出来ない者のあることは明らかである。故に優秀兒教育及び劣等兒低能兒の特殊教育は、極めて必要な教育上の施設であることは勿論であるが、家庭に於ても亦このことを心して、教育に従はなくてはならぬ。徒に高いのは、徒に低いのと共に失ふところが多い。

單に一般智能に個人差があるばかりでなく、同一の智能程度でも、個々の兒童に就いて詳かにその特殊智能を検すると、個人によつて種々な相違がある。これ等の相違は、各個人の特性を形づくつてゐるもので、或兒童は特に記憶に勝れ、ある兒童は特に運動能力に勝れるといふやうに、夫々勝れたところを示すと同時に、或兒童は記憶は勝れてゐるが、運動の機能は劣り、或兒童は運動能力は勝

第二十一圖
特殊智能の個人差を示す
(著者)

特殊智能の個人差と教育

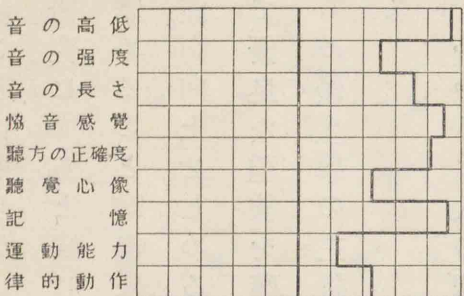


れてゐるが、思考の働
が劣るといふやうに、
夫々その優劣を示す
ものである。
人はその特性を十
分發揮してこそ、始め
て社會に生存の價値
があるのである。故に

教育の任に當る者は、その兒童に就いて、これ等特殊な智能の發達
の狀態を明らかにすると共に、これに對してまた適當な教育の方
法を採らなくてはならぬ。人にはその一般智能の勝れた者にも、な
ほ劣つたところ勝れたところがあり、またたとひ劣つた一般智能

第二十二圖

音樂者心理描
圖(シーシヤ氏)
(中央黑線は普通能力の標準)
心理描圖とは心の特性を圖に表したものである。黑線の凸凹を見ればその特性を知ることが出来る。



を有してゐても、何等かの長所があるものであるから、かやうな長
所を見出して、これが助長に努めると共に、學校の選擇に於ても、職
業の選定に就いても、この間の考慮を拂ふこ
とを怠つてはならない。人がその特性に合致
しない教育を受ける時には、單に進歩するこ
とが尠いばかりでなく、教育そのものに倦怠
を感じ、他の興味を追ふやうになることが多
い。職業に於てもこれと同様で、自己の特性に
合致した場合には、その職業に興味を感じ、發
展を期することが出来るが、然らずんば職に倦み、社會一般の能
率をも増進することが出来るが、終生の不幸を招くやうになるであらう。

個人差の原因

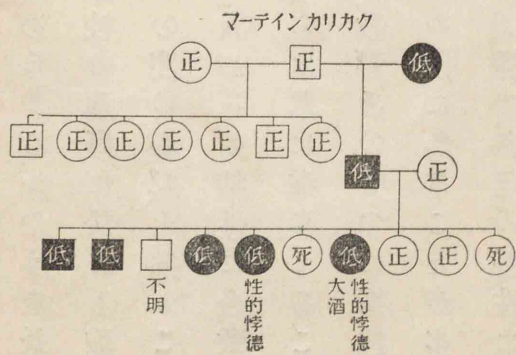
遺傳

第二十三圖
低能の遺傳
(□は男、○は女)
(ゴッダード氏)

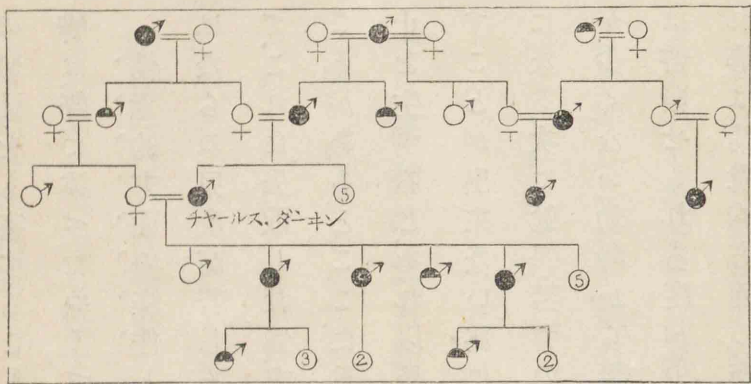
環境

一般智能並に特殊智能の個人差の原因に就いて見るに、これを遺傳と環境とに歸することが出来る。先づ遺傳に就いて見るに、このことは明らかに智能の遺傳研究の結果に示されてゐる。學者の研究によると、實に低能兒の發生はその八十%まで遺傳に原因を求めることが出来るといふ。されば人の智能を向上せしめるには、先づ結婚を改良して、優良な種族を残すやうにしなければならぬ。優生學の主張も亦ここにあり得るのである。

かやうに人の智能は、先天的の素質を重要な條件とするのであるが、一方には何ほど素質がよくとも、その環境がこの素質を



第二十四圖
天才の遺傳
(ダーウィンの家系)
(黒・半黒は卓越した科學者)
(○は女、○は男、數字はその子孫の數を示す)



啓發するやうな状態にないと、智能は勝れることが出来ない。かやうな環境として智能啓發の條件と考へられるものは極めて多いが、父母長上など家族の状態、或は教育をなす人々、または交友など、或は經濟的境遇、身體の状態、その他情意の方面の影響などを擧げることが出来る。

父母長上、交友などは、或は兒童の知的生活を指導し、或は兒童がこれに倣ふ爲、その状態は著しく影響するを免れぬ。經濟的の境遇がよくないと、一方には身體の發達を十分ならしめず、一方には精神

意志禁止

の發達をも害することが少くない。身體の狀態が精神に及ぼす影響は、既に述べたやうである。

情意的方面の條件としては、意志禁止を先づ第一に擧げなくてはならぬ。兒童が若しその知的發達に相應しない負擔を課せられて、これに失敗した爲、或は長上の暗示の爲に、自信を害するやうなことがあると、ここに意志禁止を惹起することがある。一旦意志禁止を生ずると、それ以後は知的發達が阻止せられ、十分な啓發をなすことが出来ない。爲に素質はよくとも、智能は劣つて現れるやうになる。次に勉學努力の意志的習慣も、亦知的發達に影響すること
が少くない。幼時から努力の習慣を養はないならば、その知的生活は啓發せられる度が少く、爲に劣つたやうに現れることが多い。これ等は情意的方面の條件として大切である。

意志的習慣

環境と家庭教育

知的方面

感情

凡そこれ等後天的の條件は、家庭の教育に於て左右するものが多いのであるから、家庭教育に於ては、その發達を妨げるやうな生活を排し、これを進めるやうに兒童の生活を規定して行かなければならぬ。

第二 情意的生活

一 精神の三方面

感覺知覺並に注意記憶などの精神機能は、人をして外界を知らしめる役目を果すもので、これを精神の知的方面と名づける。

しかし人は、たゞこれ等によつて外界を識るといふだけでなく、同時に必ず何等かこれに關聯して現れて來る、こころもちを経験するものである。色を見ても快い色と不快な色とがあり、音を聞いても微妙な快感をそゝるものと、然らざるものがある。かやうな

意志

精神の方面を指して、特にこれを感情といふ。私たちは日常かやうな感情の現れるのを經驗する。

精神にはかやうに知る機能と共に、感ずる働があるのであるが、これと共に意欲の方面が相關聯して現れて來る。例へば、美しい音を聞くと、これを聴きもらすまいとし、不快な音を聞いては、これに耳を掩はうとするなどは、この意欲の現れである。かやうな機能を**意志作用**といふ。

精神はこの三方面が關聯して渾一的な機能を營む

情意方面

精神はこの三方面の相關聯することによつて、一つの渾一した機能を營むことが出来るのである。即ちいづれの一面でも、それだけでは精神の機能は營まれない。感ずる時には、感ずる對象があり、知ればこれに感情を伴なひ、動作を伴なふ。殊に感情と意志とは、極めて密接な關係があるものであるから、これを**情意方面**として、二

感情の諸方向

者を區別しないで説くのが便である。

二 感情の性質

感情に著しく現れるのは、快若しくは不快であるが、なほ通例このほかの調子を帯びる。即ち同じ快または不快でも、時としては興奮或は沈靜の情調を帯び、また緊張或は弛緩の調子を帯びるのを普通とする。例へば、夕陽の茜色と深淵の碧色とは、共に快は快であつても、一は興奮的情調を帯び、一は沈靜的情調が濃い。また失望の不快と、不快な期待とは、同じく不快であるが、一は弛緩、一は緊張の情調の差が明らかに見られる。

感情の主観性

感情は同じ對象に於て起つたものでも、人により、時によつて異なることが少くない。これを感情の**主観性**といふ。中秋の名月、月は同じであつても、同じ情を人に送らず、我は限りない悲みに眼を曇

情緒

らせる時に、彼方では舷をたゞいて月明に快を叫ぶのを聞くといふやうなのは、それである。私たちは日常の生活に於て、時にこの快不快や美醜好悪に就いて、人々が様々に異なるのを経験することが少くない。

三 感情の發達

喜怒・哀樂の情は、極めて幼い兒童に於ても見られる。これ等を情緒と呼ぶ。嬰兒の情緒は、これを喜怒及び恐の三つに分つことが出来る。嬰兒を軽くたゞいてやると快く眠り、またにこやかな表情をなすことは、人の知るところである。またその頭部を抑へると、怒つて息をつまらせ顔を赤らめて泣き、時に闇ぐみに恐れて泣いたりするなども、人の知るところである。かやうな感情的傾向は、漸次多様となり複雑となつて、三、四歳頃になると、他の種々な感情的傾向と共に、

第二十五圖
ほゝるむ幼児



に、著しい發達をなすやうになり、一方推理・思考の未發達と關聯して聞分きわのない傾向を現すやうになる。かやうな情緒は、多く有機感覺を伴ひ、行動となり易い性質を有し、殊に兒童に於てこの傾向は著しい。そしてかやうにして現れた行動は、多く本能的行動に屬するものであるから、情緒は本能と離して考へることは出来ぬ。

情操

情緒生活は長ずるにつれて經驗が加はり、且つ教育の影響が加はる爲に、漸次その形が變つて来る。知的感情・道德的感情・宗教的感情・美的感情などの、いはゆる情操はかやうにして現れて来るので

ある。これ等によつて、兒童の感情生活は漸く複雑となり、洗練醇化せられた形を取るやうになる。しかしこれ等の現れるのは、やゝ後のことであつて、經驗が少く教育程度の低い兒童にあつては、その感情生活の特色は、情緒にあるといはなくてはならぬ。

四 意志作用の發達

意志作用の最も單純なのは、いはゆる反射運動であつて、まばたき、くしやみなど、これである。これ等に比べて、やゝ複雑なものを本能といふ。これ等反射運動及び本能運動は、いづれも遺傳的なものであつて、人に生れながらにして具はる意欲の現れといふことが出来る。

やゝ長ずるに隨つて經驗が加はり、他の精神生活が複雑高尙となるにつれて、人の行動しようとするに當つては、多くの動機を生

反射運動

本能

有意意志作用

兒童の意志作用

じ、その動機の間選擇が行はれて、行動を決定するやうになる。かやうな意志作用は、これを有意意志作用と名づける。例へば、石の飛んで來るのを避け、地震を恐れて逃げるなどには、何等多様な動機がなく、行爲は一つの方向に規定せられるのであるが、友人に誘はれて、散歩しようか止めようかと考へた後に、これを決定するやうな場合は、そこに多様な動機があり、且つ選擇による決定があるから、これを有意意志作用といふことが出来る。

兒童の生活はなほ發達の程度が低く、經驗が乏しく、多くはいはゆる精神的遺産ともいふべき本能的行動の世界にその特性が見出されるのである。

五 本能

本能の性質及び種類

既に述べたやうに、本能は遺傳的の行

本能の種類

個體保存の本
能
發達本能
社會的本能
種族保存の本
能

動であるが、その現れは有意意志作用のやうに多くの方向を持つてゐるものではない。即ち一定の事情の下では、必ず一定の傾向が現れて來るのである。燕がその温度の下るにつれて必ず暖かい方へ渡つて行くなどは、その適例である。

この種の行動を求めると、その數は極めて多いが、これを數種に分類することが出来る。恐怖憤怒或は所有などは、その現れる結果が個體の保存に密接な關係を有してゐるので、これを個體保存の本能といひ、遊戯や模倣などの本能的傾向は、その個體の發達に大切な關係を有してゐるので、これを發達本能といひ、孤獨を嫌ひ朋友を求めなどする本能は、その社會的生活に於ける重要な關係からこれを社會的本能と稱する。これ等のほか、兒童には著しくないが、人が子を育て愛する本能的傾向などは、これを種族保存の本能

本能の性質

本能の情緒性

本能の可陶性

といふ。

既に述べたやうに、本能は情緒と密接な關係を有する。本能の中には、一見殆ど情緒と關係なく見えるものもあるが、その多くは情緒を大切な要素とし、その力によつて行動を觸發せしめるともいふべきものが多い。恐怖・憤怒のやうなのは、殊にその關係が著しい。そして長ずるに及んでは、これを行動に現すことなく、その情緒的傾向だけに終ることが少くない。これ等の情緒性は、簡単な本能には現れず、複雑なものに於て著しいのであるが、その複雑なものは、經驗によつてその形を變へる性質を有してゐる。物をほしがるのは、兒童には極めて強い本能的傾向であるが、他人の物は取つてはならないといふことを訓誡叱責などによつて知れば、これを取らなくなり、己に與へられた物だけで満足するやうになるなどは、こ

の性質によるもので、この可陶性は本能を教育し、嚮導するに於て極めて大切な一つの傾向である。

本能の定期性

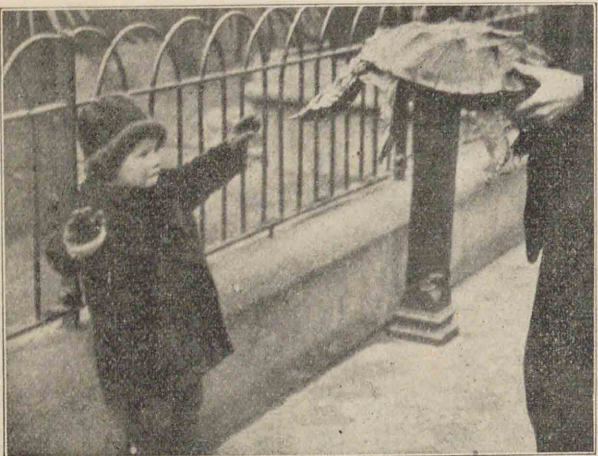
本能にはこのほか、なほ著しい性質がある。即ち本能の定期性及び一時性がそれである。本能はその現れに一定の時期がある。例へば、社交的傾向は五歳頃になつて著しく現れて来る。かやうな性質を定期性といふ。しかもこの現れる一定の時期に於て、これを刺戟し發達せしめなければ、その現れは微弱となり、時には全く消失するかのやうに見えるが、これに反して、この時期に刺戟すると著しく現れて、後まで残る性質がある。かやうな性質を一時性といふ。例へば、親子の愛情は生後直ちに著しく現れるものであるが、この時期を里子に出したりなどすると、その愛情が薄らぐのも、この例であつて、また人が不幸な經驗を持つと、恐怖が著しいなども、その一

本能の一時性

逃走本能の性質

例と見られる。

逃走本能（本能的恐怖）



第二十六圖
兒童の恐怖

恐怖の對象

人の心身の生活が何物にかおびやかされようとする場合には、恐怖の情緒を誘ひ、恐怖の情緒は逃走の行動を現さしめる。地震を恐れて逃げ、雷を恐れて耳を掩ひ、蛇を見て恐れ走るなどは、いづれもこの傾向の現れである。

兒童は地震・火事・見知らぬ人・暗黒動物などを著しく恐れる傾向があつて、これ等によつて泣叫び、時に戦慄する。これ等の恐怖には、一時性が極めて著しい。されば過去に於て不幸な經驗を

恐怖の教育

有する場合には、著しくこれを恐れる。激震の慘害を被つた人が微震にも戸外に飛出し、落雷の恐しさを知つた人は、遠雷にも顔色を變へることがある。私たちが**化物怪物**などを恐ろしがるのは、嘗て聞いたことのある妖怪談などの然らしめるところである。

恐怖は多く人の活動を阻止し易いから、出来るだけこれを除き、人をして恐れるところなく活動せしめるやう注意せねばならない。されば兒童の見る讀物、活動寫眞、演劇などに就いては、この方面から周到な注意をなす必要がある。まして兒童を恐れしめて、これを興がり、或はこれによつて、その行動を統御しようとするなどは、極めて非教育的なことであるのは、いふまでもない。そして一方かやうに恐怖の現れぬやうになすことが大切であると共に、一方に於ては、現れた恐怖を除いてやるやうな工夫も必要である。一たび

争闘本能の性質

争闘本能の教育

あまり怒らしめないこと

失敗したことを恐れる時など、よくこれを獎勵するやうなのも、その一例である。

争闘本能(本能的憤怒) 欲望が阻止せられ、否定せられると、怒の情緒が現れ、これと共に、**がく**、**とび**、**つく**、**ひ**、**つか**、**く**などの争闘の傾向が現れる。その最も著しいものは喧嘩である。殊に四、五歳の頃から七、八歳になると、知的反省がなく、しかも筋肉的發達が著しく、欲望の衝突が多い爲に、喧嘩が多くなるものである。

かやうに兒童は欲求が激しい爲、屢これを阻止せられ、或は欲求の衝突を來して、或は憤怒を發し、或は喧嘩をなすが、あまり屢このやうなことが繰りかへされるのはよくない。父母は兒童の欲望を成るべく尊重し、強ひて怒らしめることのないやう注意し、怒の現れた時は、その心を他に轉ぜしめ、或はやゝ暫く放置して、後自らそ

喧嘩の處置

の沈靜に歸した感情を味はしめるやう導くべきである。また喧嘩などした場合にも、唯これを壓迫し去ることなく、よく双方の眞面目な主張を聞いて、その筋道を立ててやることも必要である。争闘は兒童の眞面目な生活の一つの現れであるから、これを輕々しく取扱つてはならない。父母長上はよくこれを醇化して、正義に對して強く、しかも他と圓滿な交友を保つことが出来るやう、同情の本能的傾向を誘致して、教育することに努むべきであらう。

所有本能の性質

所有本能 生活體にはその生命を保存する爲に必要なものを求める傾向がある。最初はその最も直接的な食物に向ふのであるが、やがて玩具その他の物に向ひ、長じては金錢などに對する欲求となることは、人の知るところである。

所有本能の教育

その傾向が極めて強い爲、他人の物を強ひて自分の物としたがり、その爲に朋友兄弟と屢争ふこともある。この種の欲求は、これを相當に満足せしめない、性質を卑しくするが、これに反して、思ふままに満足せしめて少しも制限するところがないと、物を粗末にして省みぬやうになり、時に貪欲となる。さればその中庸を得しめ、欲望を制限することを知らしめると共に、物を大切にすることを養ふやうにしなくてはならぬ。長じて金錢を使用するやうになつたらば、この注意は一層大切で、濫費に陥らず、貪欲ならしめないやうにすることを心がけなくてはならぬ。

蒐集本能の性質

所有の本能は、一方に於て**蒐集本能**として現れる。兒童は長幼に係はず何物かを蒐集しようとする傾向がある。幼少の兒童の蒐めるところは、何等の系統もなく、手當り次第であるが、長ずれば漸

蒐集本能の教育

く系統的となり、一定の傾向を形づくるやうになる。
蒐集の本能は、兒童生活にさしたる害を與へる點がないばかりでなく、系統的に蒐集する傾向は、後年知識をひろめるに當つて、その材料蒐集の動機を與へるもので、有益な點が少くない。教育の任にある者は、よくこれを系統づけてやる必要がある。

盗み

幼兒に於ては、他人と自分との見境みまかがなく、他人の物を自分の物とするやうなことがある。また自らの所有を誇らうとし、或は他人に物を與へて満足しようとし、或は激しい欲望の抑へられてゐる爲に他人の物を取る者があり、また時には病的に他人の物を掠さらめとる盜癖を有する者もある。これ等は兒童の發達につれて消えるものもあるが、將來に禍根を残すものが少くないから、先づその原因を確め、現行をとらへて、或はこれを訓戒し、或は罰して、再びかやう

求知本能の發達

第二十七圖
猫と子供
好奇心の現れ



なことをしないやう周到な注意をなす必要がある。

求知本能(好奇心) 嬰兒に見る驚や怪みは、單純な求知本能の

現れであるが、一箇年の終頃になると、孔に指を入れたり、抽斗ひきだしをあけたりするなど、隠れた所を探らうとする傾向が現れる。これ等はいづれも、求知本能即ちいはゆる好奇心の現れである。やゝ長じて三歳頃になり、運動が自由となるに隨ひ、動植物の生活に種々な興味を感じてこれを試み験あますやうになり、或は花の蕾をしらべ、時に

は蜻蛉とんぼの尾に紙をつけて飛ばしたりして、動物の活動の變化を見ようとするやうな傾向が現れて来る。そしてそれ等の傾向は、一方には器械の内容を知らうとして、これを破壊するやうな現れを取ることもある。求知の本能は、既に早くからまた別の方面に現れ、種な質問を發するやうになる。その最も多いのは自然現象に就いてであつて、器械に就いての質問がこれに次ぎ、やゝ長ずれば天國・極樂或は地獄などに就いての質問をなすやうになる。

かやうな本能は、懷疑の傾向であり、求知の傾向であつて、あらゆる知的興味は、この本能的傾向に出發するといつても過言でない。しかも兒童のかやうな傾向は、屢叱責を以て迎へられ、或は一言の下に禁ぜられ、彼等の抑へることの出来ない求知の質問も、時に嘲笑の下に葬られることが少くない。それでは知識を求めようとし

求知本能の
教育

ても求めることは出来ない。しかもかやうに興味の旺盛な時にこれを壓迫し、長じてその勉學を求め、研究を奨めても、効のないことは、恰も花のない木に實を求めるといふは、なくてはならぬ。家庭に於ては、出来るだけ寛大に兒童の知的欲求を認め、これを親切に取扱ひ、家にあつても、外にあつても、常にその旺盛な求知心を刺戟し、嚮導することに努めなくてはならない。幼稚園の自然科学のやうなのは、この意味に於て甚だ大切なものであるが、家庭に於てもその精神を汲み、植物を培養せしめ、動物を飼育せしめるなどは、出来れば極めて有益なことと考へられる。

以上述べた逃走、争鬭、所有、求知の本能は、その關するところ多くは個體の保存の方面であるから、これを個體保存の本能に屬せしめる。唯求知本能はその傾向に於て個體の發達に關係するもので、

以上の總括

遊戯の意味と種類

ここに次の發達本能たる遊戯模倣とその傾向に於て共通する點が窺はれる。

遊戯本能

いやでなく自ら好んでなし、愉快な爲に繰り返りかへし繰り返りかへして止まぬやうな遊びの傾向は、これを一般に遊戯といふ。幼兒の歌をうたひ、兒童の駆けまはつて遊ぶなどは、いづれもこれで、その生活は殆ど遊戯の生活であるといつてよい。

かやうな兒童の遊戯は極めて多様であるが、これ等は感覺遊戯・模倣遊戯・劇的遊戯・機會の遊戯・運動遊戯などに區別して見る事が出来る。

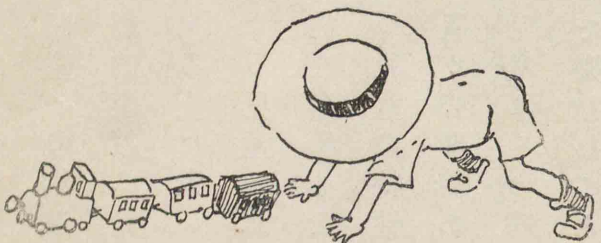
感覺遊戯

これ等の遊戯の中で感覺遊戯は最も早く現れる。その中には好奇の傾向を含むものが多く、かゝるかゝるならば、あやまた板をたゞき、戸をたゞき、或は歌をうたふなど、耳に聴き、目に見えるところを喜

模倣遊戯

んでゐるなどがそれである。幼兒の玩具の中には、この感覺遊戯の助けとなるものが少くない。

や、長ざると、父母・長上の模倣をして遊戯する傾向が見られる。模倣遊戯は即ちこれである。ま、まごと、商人遊び、電車ごっこ、汽車ごっこなどはその例であつて、多く兒童の旺盛な想像の働が加はつてゐる。かやうに模倣の遊戯の傾向に想像が加はると、兒童の遊戯は著しく活氣を帯びて來て、一本の棒よく馬となり、一塊の石よく寶となつて、ここにその活動を助けるやうになる。かやうな傾向は、漸次長ざるとに隨ひ社會性を帯びて來て、これを他に示さうとするやうにな



第二十八圖
幼兒の遊戯
(汽車遊び)

劇的遊戯

り、またその模倣は精細となり、想像は系統を得て來る。かやうにして兒童の劇的遊戯が発生するやうになる。

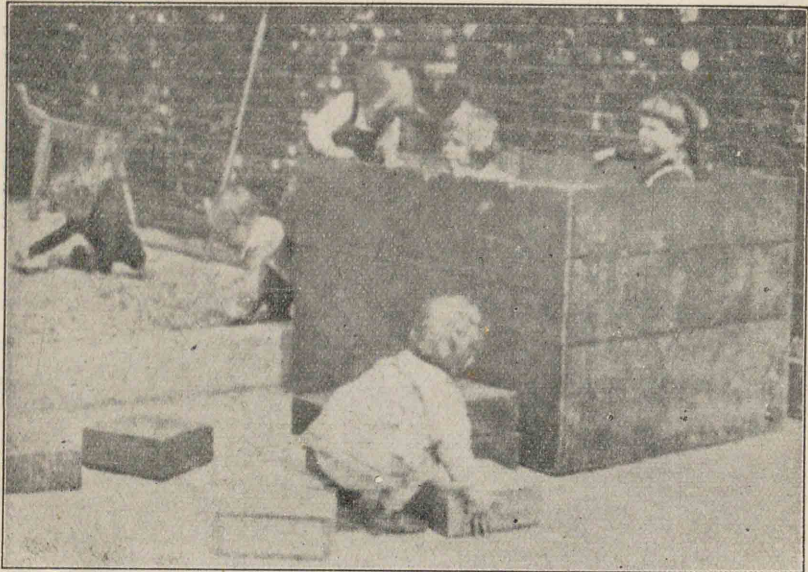
劇的遊戯は兒童の想像を系統づけ、記憶を助長し、また感情を洗練する上に大いなる効果を齎すものであるが、動もすると、その本質たる兒童の想像を中心とし、兒童を本位とすることを忘れて、爲に徒な名譽心を刺戟し、費用を濫費するやうになり易い。私たちは先づ兒童の特性に注意し、その遊戯の本能を嚮導することに本旨を置く必要がある。

機會の遊戯

兒童はその筋力、知力が發達するに随つて、時に偶然な機會を弄んで楽しむことがある。ぢやんけん、こまめん、こなどはその類で、これを機會の遊戯と名づける。機會の遊戯は屢、所有の本能的傾向と結合して賭遊かばいびとなり、爲に兒童は所有の本能と遊戯の本能とに

運動遊戯

第二十九圖
ひとり遊び



とらはれて、屢、これに熱中して己を卑しくし、嘘を覺えるなど、悪い傾向を馴致することが少くない。父母、長上はかやうな傾向に就いて十分な嚮導を必要とする。

以上舉げた種々なものにもまして、著しい遊戯の世界をなしてゐるものは運動遊戯である。兒童は五歳くらゐまではひとり遊びの時代で、筋肉の發達も著しくなく、また社交性も現れない爲に、多くは感覺遊戯をなすが、また運動

第三十圖
共同遊戯

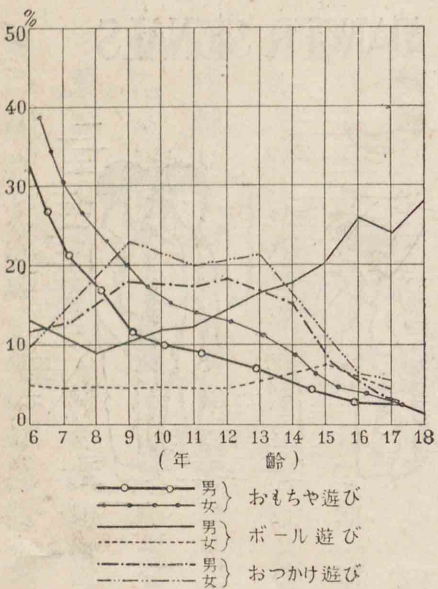


を伴ふものでも、他と伍して激しい運動をなすやうなことは少い。この時期を越えるに随つて社交性を現すやうになり、八、九歳になると、他と共に激しい身體運動を伴ふところのお山の大将、鬼ごつこ、かくれんぼなどをなすやうになり、更に十三、四歳を越えるると、複雑な競争遊戯を好むやうになり、組をつくつてベトス、ボール、バスケット、ボールなどの組遊びをなすやうになる。

遊戯の教育

遊戯の價値

第三十一圖
年齢と遊戯との關係
(クロスウェル氏)



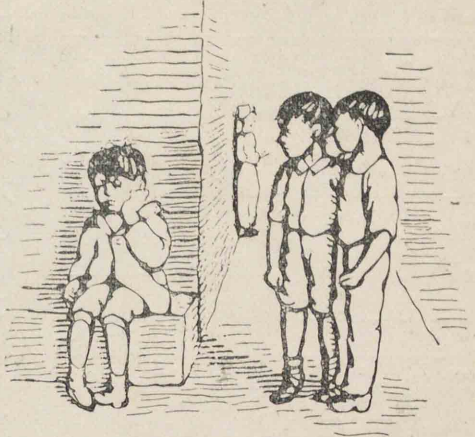
遊戯の本能は、教育上極めて大切な傾向である。フレイベールが遊戯は兒童の最も純潔な活動であつて、將來の發達の萌芽は悉くここに含まれてゐるといつたやうに、兒童は遊戯をなすに當つては、他に何等心を移すことなく、完全な全人的活動を現すのであつて、その眞率と努力とは、これを他に求めることが出来ない。しかもその間にあつて、身體の發達を

促し、敏捷・注意の周到・決斷或は協同の精神を養ふことが出来るもので、よく遊戯しない子供は完全な成人となることが出来ない、昔からいはれてゐるのは、至言といふ

教育上の注意

第三十二圖
遊ばぬは危険
の徴(ポスター)

DANGER SIGNALS



べきである。

されば教育の任に當る者は、兒童の遊戯に適當な機會を與へると共に、適當な設備をなし、且つその心身の發達に適した遊戯の種類或は方法を選んで、完全な遊戯の發達を助長し嚮導しなくてはならない。

模倣本能の性質

模倣本能 模倣の傾向は可なり早くから兒童に現れる。そして周圍にある者の言語をまね、行爲をまね、またその感情的の傾向によつて學ばれて行くのである。されば兒童の周圍にある者は、そ

模倣と好奇心

の感情を和げ、行爲を慎み、言語を正しく用ひることが必要である。兒童の感情的傾向或は行爲の傾向が、この時代に養はれて後々まで残ることが多いのは、この本能的傾向によるものである。

模倣はまた精神の發達に大切であつて、これによつて社會に順應した生活を營むことが出来るやうになるのである。しかし精神の發達はなほ好奇心を除外して考へることは出来ないものである。るから、模倣にだけ依頼して、他に何等疑を起さないのは、兒童の生活を大成せしめる所以ではない。

反對暗示

模倣には争鬭の傾向と關聯して、反對暗示の傾向がある。兒童は時に「あれをせよ」と命ずるとなさず、禁ずると、敢てしようとすることがある。これを**反對暗示**といふ。父母、教師、長上はこの傾向に就いて注意する必要がある。

社會的本能の性質

一人子

社會的本能の教育

社會的本能社交性 孤獨を避け、相手を求める傾向は、既に生後三、四箇月で現れるが、やゝ著しくなるのは四、五歳を越えてからである。そして七、八歳を過ぎ十歳頃になると、この傾向は極めて著しく、友を求め、徒黨をつくることなどが頻りに行はれるやうになる。この種の傾向は、家庭で兄弟姉妹と共に親しむ時にも現れるのであるから、父母のほか徒黨のない一人子は、この點に於て往々異常な傾向を現すことがある。

兒童の社交生活は、その交友同志が互に相模倣し、相碎勵する點からして考慮すべく、その朋友に就いては、慎重な考慮を必要とする。兒童はかやうな生活に於て、他人の生活を見て、己に反省する機會を得、同情の感を養つて、その生活が廣く豊かになる。そして道德的生活の萌芽はここに見られるのである。

優越本能

優越本能

社交的傾向には、一方に於て徒黨を求めると同時に、他方に於ては、これ等徒黨の中にあつて他に勝れようとする欲求がある。これを優越本能といふ。叱責を恐れ、賞讃を喜ぶ心がここに見られる。兒童は父母長上の賞讃を博すると、大なる困難があつても、よくこれに堪へて、己の優越感を満足せしめる。人は何等かの點で己の優越を信ずることがなければ、その生活に希望を見出すことはむづかしい。されば、その長所を賞讃するに過ぎてこれを傲慢ならしめるやうなことがあつてはいけぬが、何事をも否定して、その勝れた點を全然認めてやらないのは、兒童をして希望を失はしめ、教育上よい結果を齎すことは出来ないであらう。

本能の教育

本能はその根ざすところが深く、兒童の生活を根柢的に築いてゐるものであるから、これに適當な教養の方法を

本能は適當に教養せよ

講じないと、教育の理想を達することは出来ない。その教育法は既に所々に於て説いたところであるが、なほこれ等に就いて共通的に考へられる點を擧げると、

(一) 望ましからぬ本能的傾向を徒に刺戟することを避けると共に、望ましいものは、これを刺戟することが必要である。物質所有の刺戟や、恐怖心の刺戟などは、教育の目的とする純正な精神の發達を害するものであるから、これを避けなくてはならぬが、遊戯や好奇心などは、成るべくこれを觸發して、正しい發達を遂げしめる必要がある。

(二) また放任して、その結果を味はしめるのも、一つの教育法といふことが出来よう。憤怒に於けるやうなのは、それである。

(三) しかしこの間にあつて最も大切なのは、望ましいものは出来

るだけその情緒を導いて、一層これを醇化したものにすると共に、望ましからぬものも、その情緒を導き轉回せしめて理想へ向はしめ、これを繰りかへさしめて習慣的にそのよい現れを誘致するやうにすることである。例へば、所有の優越欲を食物や物質から引離して、道徳知識に於ける優越に自ら満足せしめるやう導くなどが、それである。

六 道徳性の發達

幼兒に於ては、未だ善惡の差別がない無道徳の状態にあつて、本能的行爲を思ふがまゝになすものであるから、道徳に反するやうに見える行爲も少くない。例へば、所有の欲求の激しいまゝに他人の物を私し、或は好奇心から動物に對して同情のない行爲をなし、しかもこれを制限したり否定したりすると、怒を發して、きゝ入れ

幼兒の無道徳

道德性の現

ないなどは、それである。また一方に於て、社會的本能が未だ現れない頃には、他人の苦痛に對しても全く同情するところがないやうなことも屢見受けられる。しかしかやうな間にあつて、その制限せられ、叱責せられるにつれて、善惡の觀念を養ひ、他我を認めるやうになり、やゝ長ずると模倣的同情によつて、他人の快不快を察することが出来るやうになる。そして一方では、長上の行爲をまね、感情をまねて、ここにも道德的發達の萌芽が藏せられる。かやうにして、兒童は長ずるにつれ、經驗を加へ、教育を受けて、その知的判斷は確實となり、これによつて道德的感情も現れ、この道德的感情が行爲を誘發するやうになるのである。そして道德的感情はこの間にあつて極めて大切な役目を果すものである。即ち人は善惡の判斷をするだけでは行爲となること難く、この感情に誘はれて始めて行

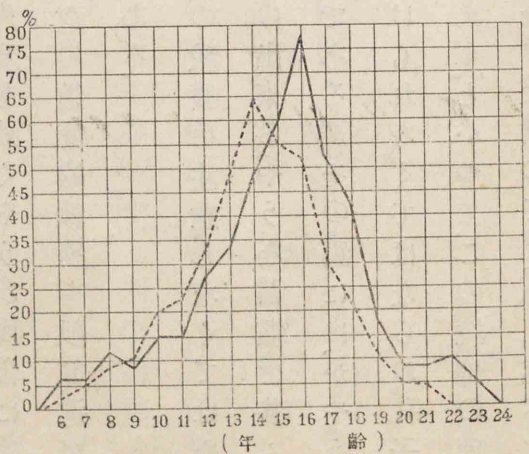
道德的教育の根本

第三十三圖(下)

善の影響を受ける時代
(ベル氏)
(實線男、假線女)

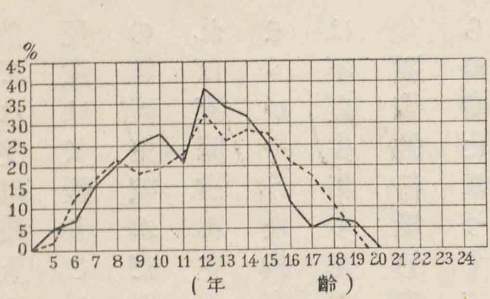
爲となるものである。
かやうに道德性は、自己の感情行爲に對する周囲の者の批判を大切な要素とし、また周囲にある者の感情行爲の模倣を大切な要素とする。されば父母長上たる者は、兒童の行爲に對して

慎重な賞讃と批評とを怠つてはならない。若しこれにして怠られるならば、兒童はその道德的判斷の中心を失ふであらう。しかもまた一方に



第三十四圖(上)

悪の影響を受ける時代
(ベル氏)
(實線男、假線女)



純正な模範

於ては、父母・長上の道德的感情が純正でなく、行爲が善良でない、児童は矢張りこれを模倣するものであるから、児童に正當な感情の觸發を望んだり、善良な行爲を期待したりすることは出來ぬ。されば家庭が不完全で、兩親を缺き、或は片親を缺くやうな場合には、まゝ、かやうな教育的考慮を缺く爲、児童の道德的教養を誤り、遂には不良少年・少女などを出すことさへある。

道德的行爲の固定

道德的行爲の固定に就いては、習慣の教養に注意しなくてはならぬ。時に當つて正しく行爲することの出来るやうな習慣を養ふことは、道德教育の目的とするところであるが、その爲には、かやうな行爲がいつでも現れるやう習慣づけられなくてはならぬ。孔子は「心の欲するところに従つて短を踰えず」といつて、この境地の理想を述べてゐる。されば道德的教養をなすに當つては、以上述べた

知的感情の性質

諸項に注意すると共に、習慣教養の方法に就いても熟知するを要する。

七 知的感情の發達

兒童が不思議と思ふことに就いて疑問を懷き、これを解かうとする興味を有することは、既に求知本能の所で述べたが、かやうな興味は、漸次知的發達につれて、複雑な知識の構成に當つても、錯雜した現象の探求に就いても、現れるやうになる。かやうな感情は、これを知的感情或は論理的感情といふ。されば知的感情は、知識に接して或は眞理の感情となり、虚妄の感情となり、時には合致の感情となり、矛盾の感情となつて、知識の眞偽を判斷する先驅をなすものとなるのである。

兒童に於ては、未だ複雑した知的感情を有することなく、たゞ知

知的感情の教養

フォーリネーヌ
インセツ

和 調 の 彩 色



色の好惡

識を求め、その興味を深める態度が存するだけのことが多いのであるが、これがやがてかやうな知識探究の精神となるのであるから、よく注意して、これを挫かぬやう養つて行かなくてはならぬ。

八 美的感情の發達

色に就いて好惡を示すのは、一般に三歳頃からである。學者の研究によると、幼兒の最も好む色は赤であつて、青・黄はこれに次ぐ。そして緑のやうなのは、年齢の長ずるに隨つて好まれる度が著しいといふ。即ち兒童の好む色は、明瞭ないはゆる原色であつて、混色は長じて漸く好まれるものである。

配色の好惡

配合した色に就いても同様な傾向があつて、幼兒は對比的な明瞭な配合を好むのが普通であるが、長ずるに隨つて近似色の配合を美とするやうになる。

繪畫の鑑賞

繪畫の美を感得することに就いても、成人の美的態度と兒童のそれとは相違がある。眞に繪畫を味はふとする時には、その繪畫が如何に藝術家の個性的色彩を帶び、如何に生命の美を表現してゐるかに就いて見なくてはならぬ。然るに兒童はその發達の未熟な爲に、寫實の如何に多くの興味を有し、再認の喜を得ようとするから、成人の有つこれ等の態度は一般に現れない。

繪畫はまた多様の統一を貴び、全體としての調和渾一を美とすべきものであるが、兒童は注意の未發達な爲に、その美的態度も亦部分的である。されば對照、鈞合または主從的關係のやうな美的要素に就いての鑑賞は、兒童には殆ど現れない。

これ等の美的態度は、これが教養に注意すると否とによつて甚だしい差異を生ずる。教養のない成人の美的態度は、兒童のそれと

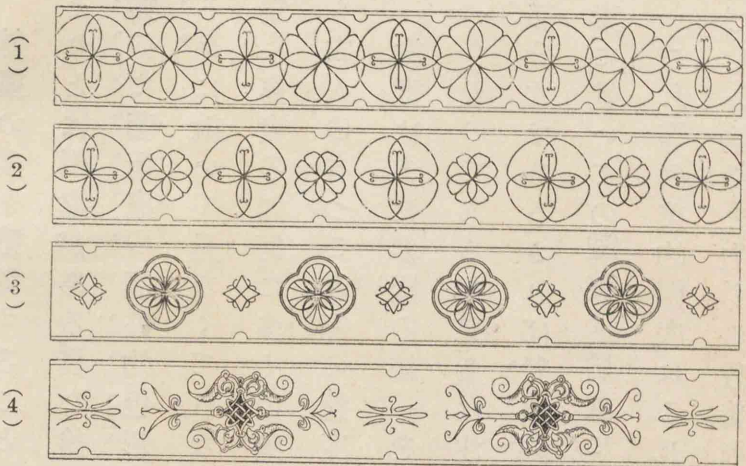
美の教育

第三十五圖

形象の美

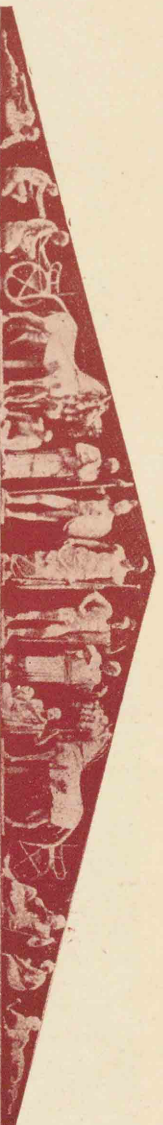
- (1) 單一な形状の反覆
- (2) 大小の變化
- (3) 形状並に大小の變化
- (4) 複雑な形象の美

描畫の發達

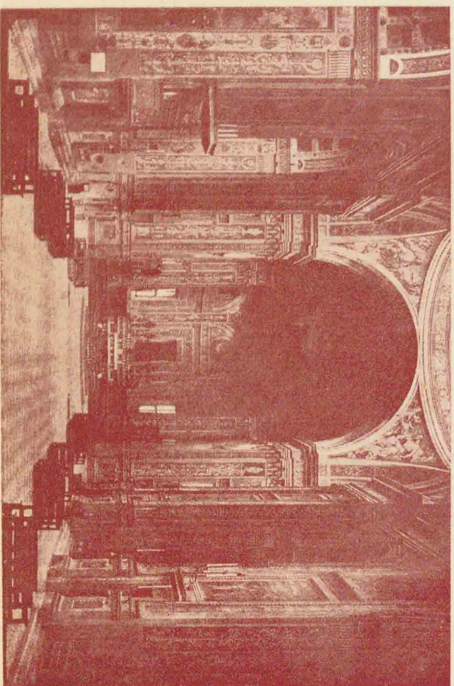


異なるところが無いばかりでなく、却つてこれに物質的評價をなすなごに墮し易い。美的教養は人の生活を豊かにし、やがて確乎たる道德生活の背景をなし、その風格をつくるやうになるものであるから、家庭教育に於ても努めてその指導を怠らぬやうにしたい。學者の研究は、この種の指導が十歳前後から有効であることを示してゐる。

描くことも年を追うて發達する。三、四歳の幼兒は筆の赴くに任せて



(臘希)圖畫復飾裝風破の殿神ヌカヒ



(利太伊)部内の院寺アレドニア・ンサ

◇變化の統一と
均齊の美◇

◇個性の表現◇

この二個の風景畫に就いて二人の天才の自然表現に於ける個性的相違を見よ。上は和蘭畫家ヴァン・ゴッゲ(1853—1890)、下は佛蘭西畫家ポール・セザンヌ(1839—1906)の筆。

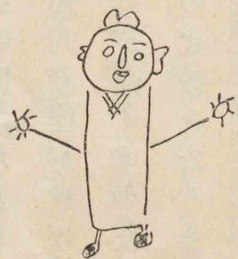
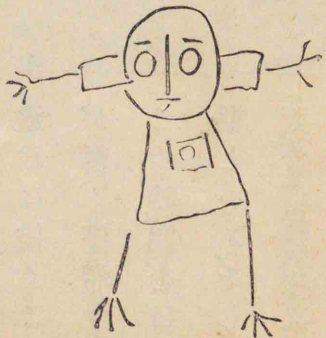
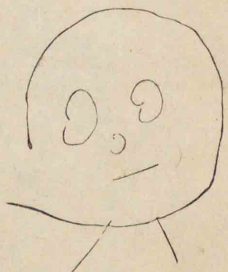
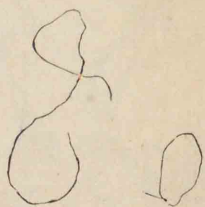


濫畫期

輪廓期

第三十六圖
兒童の繪畫
(濫畫期から輪廓期に至る)
(著者)

線を引き、これを以て自ら「何々を描いた」といふ。この時期を濫畫期といつて、描畫發達の第一階段とする。やゝ長じて五六歳から八歳の頃には、物の輪廓を畫いて外物を表すものと、これと實物とに如何なる差があるかといふことに就いては、何等注意を拂ふことがない。この時期を一般に輪廓期

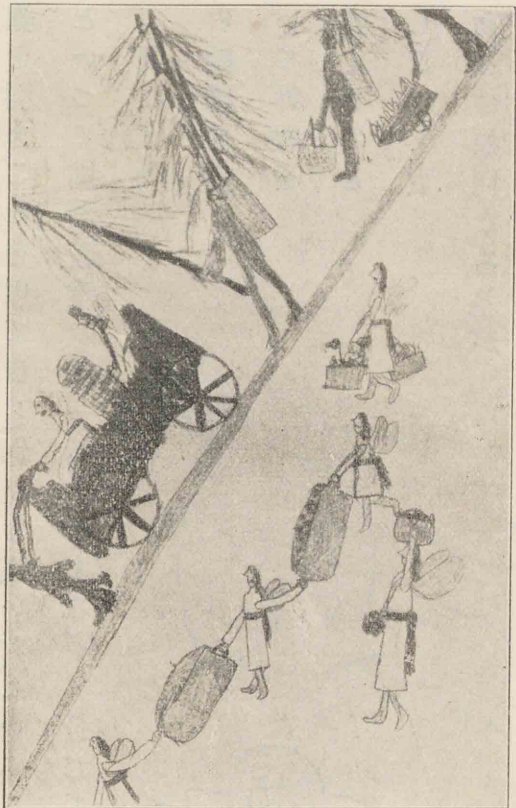


自覺期

といひ、大小の割合や、遠近の關係などを表すに由なく、しかもこれに満足してゐる。しかし知的發達が遂げられ、認識が正確になつて來るに隨ひ、また美の感得が漸く多少なりとも行はれるやうになると、自らの畫と對象との比較をなし、また己の描いた畫の美に満足しなくなつて、

遂には描くことが暫く停滯する。この時期を自覺期といふ。そして天分の豊かな兒童にあつては、十四五歳に更に描

第三十七圖
兒童の想像畫



再生期

畫の欲求を生じて來る。これを再生期といふ。

幼兒または兒童の描畫は、その發表欲に基づくものであつて、著しい愉悅を伴ひ、しかもこれによつてその想像を練り、觀察を精練することが出來、やゝ長ずれば美感を助長するものであるから、各その發達の時期に應じて、これが教養をなすことは、やがて天分のある者を見出すこととなるばかりでなく、これによつて兒童の愉悅の世界をつくり、知的發達を助けることが出来る。

音に對する美感も年と共に發達し、九歳乃至十歳に至れば漸く著しく、この時期を越えると、殆ど成人と同程度の發達を示す者もある。音の協和、不協和、或は旋律などのやうな單純な美は、この時代によく感得することが出来る。そしてこれより長じて知的生活感、情生活がその内容を加へるに隨つて、複雑な音樂的美を鑑賞する

描畫の教養

音の美感の發達

氣質の型

多血質

膽汁質

神經質

粘液質

實際は混合型

ひ、意志の個人的差異を性格といふ。

氣質はこれを多血質、膽汁質、神經質及び粘液質の四つに分けるのが普通である。多血質の人は、快の氣分に傾くものであるが、常に氣分が動き易くて、一定の傾向を強く形づくることが出来ない。膽汁質の人は、これに反して、感情が強く、激し易く、従つて飽くまで自己の主張を遂行しようとする傾向が強い。そして多血質の人が樂天的傾向を帯びるのに對し、膽汁質の人は眞面目で意志の強い活動家的の傾向を現すものである。神經質の人は不快の氣分が多く、且つこれを固執する傾向が強いので、厭世的悲觀的の傾向を帯びてゐる。粘液質の人は、快の氣分は帯びてゐるのであるが、冷淡無感情なのを特性とする。

これ等の氣質は、個人を明らかにいづれか一つの型に屬せしめ

性格の型

内面的

外面的

氣質及び性格と教育

ることなく、多くはこの中の一つを主な傾向として持つてゐて、更に他の傾向をも具へてゐる。そして兒童に於ては、多血質的傾向を帯びるのを特性とする。

性格の型は、學者によつて種々その分け方を異にするが、或學者はこれを内面的と外面的とに分ち、行爲の傾向が内に向ひ、思考の勝れた者を内面的といひ、それが外に向つて、考へるよりも行ふ傾向の勝れてゐる者を外面的といつてゐる。これを一般の兒童に就いて見ると、いづれかといへば、その外面的なのを特性とする。

これ等の氣質及び性格は、勿論遺傳的に定まつた傾向も大いにかあるものであるが、その周圍にある者の氣質性格が長い育成の間に兒童に影響し、模倣などによつて形づくられることが少くない。故に兒童の氣質性格を正しいものにしよとするには、周圍の

者は、常にその兒童に期待するやうな感情や行爲を、自らも現さなくてはならぬ。

第四章 家庭教育の方法

第一節 知的教育

幼兒期の大部は、専ら家庭にある時期であるから、その知的の教養も家庭に於てその任に當るべきは、いふまでもないことであるが、長じて學校に入るやうになつても、學校と協同して教育の目的を達することに注意しなくてはならぬ。

これを一般的にいへば、先づ家庭にある者は、兒童の感覺的經驗を整理して、その正當な發達を期し、注意・思考・記憶に就いても、精神發達に相應する負擔を課して、その發達をはかることが大切であ

私たちは精神の發達を學ぶに當つて、既に所々に於てこれに對する教育の方法を如何にすべきかといふことに就いて考へて來たのであるが、ここには特にその方法をまとめ考へて見よう。

るが、兒童の一般智能並に特殊智能の状態如何を知つて、その性質に適合した教育をなすことは、特に注意すべきことといはねばならぬ。

更に兒童の知的教養の根本的動機をなすものは、兒童の好奇的傾向であるから、その本能的傾向を察し、興味のあるところを知つて、これにより諸種の知的啓發をはかることは、知的教育の要諦といふことが出來よう。今これ等に關して、家庭教育上注意すべき諸種の事項に就いて述べよう。

感覺・知覺の教育 諸種の感覺や知覺によつて生ずる知識は、知識獲得に於て基礎となるものである。されば正しい色彩の觀念、正しい空間の觀念などを得しめることは、知的教育の第一歩に於てなされねばならぬ。しかも家庭に於ける日常生活は、この種の練

習をなすに極めて好都合であつて、飲食により、著衣により、或は遊戯によるなど、種々な機會に於てこれをなすことが出来るのであるから、家庭にある者は、出来るだけ心がけて、この機會を利用すべきである。

言語の教育 正しい感覺的知識は、正しい言葉と關聯して教

へられなくてはならぬ。一方日常使用する言語は、多く家庭に於て獲得せられるのであるから、正しく上品な言語を用ひることの出来るやう教育すべきである。かやうな言語の教育は、一歳半頃から四五歳頃までの模倣の最も著しい時期に於て、殊に大切である。

觀察教育 兒童の知的要求は、種々な興味に觸れて現れるも

のであるから、その折に従ひ興味を利用して、事物を精確に觀察せしめる必要がある。これ等の觀察は、固より組織的なことを要しな

い、たゞ兒童の好奇心の發達につれ、知識の精粗に應じてなさしむべく、以て知的教育の基礎たらしめ、事物に對する興味を發生せしめるやう心がけなくてはならぬ。

遊戯の教育 遊戯に對する適當な指導は、また家庭教育に於

て重要な地位を占める。そして遊戯の教育に於て先づ考へなくてはならぬのは、玩具の選擇である。玩具は先づ兒童の精神的發達に應ずるもので、しかも構案分析、或は想像の活動を促すものたることを要し、形色合なども子供らしく、美しく、且つ衛生的條件を具備する必要がある。即ち幼兒の遊戯の發達を考慮して、各その時代の遊戯を誘ふことが大切であると共に、その玩ぶものも、構造が單純で、自らこれを分解し、或は組織することが出来、且つこれを兒童の想像によつて動かすことが出来るものであつて、形色合も兒童の嗜

遊戯の教育
で家庭の注
意すべきこ
と
玩具の選擇

遊戯の選擇

好を無視しないと同時に、下品でなく、その染料なども有害なものが用ひてなく、またこれを玩んでも危険のないものでなければならぬ。一本の棒切、一枚の木の葉、マッチの軸など、一見何等の用をなさないやうなものが、よく兒童の複雑な要求を満たして喜ばしめるのに、立派な玩具が却つて兒童の一顧だにも値しないのは、味はふべきことといはねばならぬ。

長じて活潑な運動をなすやうになれば、その遊戯の選擇は出来るだけ兒童自身の發案にまち、若しくは日常兒童の自由に遊ぶのを見てこれを察し、その要求を満たすやうにしたい。徒に成人の選擇を強ひるのは、遊戯の効果を失はしめることとなり易い。

遊戯の場所

また遊戯には場所が必要である。田舎では場所の心配はないが、都會の兒童は出来るだけ廣い場所に導き、或は兒童遊園地などの

讀物の選擇にも注意が必要

讀物の種類

と
濫讀しないこ

設備を利用せしめることが必要である。

讀物の教育

家庭教育上また注意すべきは、兒童の讀物である。讀物は兒童に取つて、その想像を練り、思考を進める上に、大切な糧であるが、これが選擇を誤れば、却つて悪い結果を來すこととなる。幼兒には繪ばなし或は童話、寓話、または動植物の話などが興味を誘ひ、且つ想像や思考を修練せしめることが出来るが、やゝ長ずれば、歴史談、傳記、科學的讀物など、想像を練り、感情を洗練する上に於て知的の糧ともなるやうなものを選ばなくてはならない。世には讀物の種類の選擇を誤り、或は濫讀に陥つて、爲に品性を墜し、思想を混亂せしめ、想像を無秩序ならしめて、救ふことの出来ない結果となつた者が少くないのである。また兒童讀物の中には、その内容が野卑であつて、兒童を傷つけるものも少くない。いふまでもな

その他の注意

く兒童の讀物に成人の道德的規矩を適用するのは不可であるが、兒童品性の教養に就いて十分な考慮を必要とする。その他紙質や印刷などにも注意して、紙質の粗悪なもの、色彩の刺戟の餘り強烈なもの、或は活字の小に過ぎたものなどは、これを避けしめた方がよい。

談話の教育

讀物に優つて幼兒或は兒童の教育上大切なのは、談話の教育である。談話は遊戯と共に兒童の最も重要な生活の一つである。私たちはまたこれによつて、兒童の想像を系統づけ、感情を醇化せしめるばかりでなく、やがて人生に對する理想と希望とを養はしめ得ることも少くない。

兒童に適する談話は、童話・寓話・神話・傳説・英雄談・歴史談・事實談・自然界の物語などであるが、これを選ぶに當つては、先づ兒童の發達

談話の教育は價值が多い

談話の教育の注意

種類

選擇上の注意

を考慮して、その思想や感情に應じたものであることは勿論、兒童を悦ばしめ、しかも卑俗にわたらず、蕪雜でないものを考へ、且つ兒童の心を損ふやうなことは、これを除くことが大切である。

これを話す方法に於ても、また兒童の性質を考へ、その理解の程度を酌み、兒童をしてその話中にあるかのやうに感ぜしめ、その中にあつて自ら種々な教訓を得しめるやうにしなくてはならぬ。徒に嚴かな教訓を加へたり、不自然な訓戒をこれにつけ加へたりするなどの態度は避くべきである。

談話は父母長上がこれを兒童に話すだけではなく、兒童自らもこれ、これを話さしめてこれを聞いてやり、その言語發表の練習に資し、その記憶や想像の習練をなさしめるがよい。

話し方

兒童自らも話さしめよ

第二節 訓練

家庭は訓練の本據

家庭は訓練の本據である。家庭の訓練は兒童の徳性の根を培ふのであるから、家庭教育の任に當る者は、兒童の氣質・個性を察して、これに適當した訓練の方法を考慮し、以て兒童人格の圓滿な發達を企圖すべきである。今家庭の訓練に關して取るべき方法の一般に就いて述べよう。

よき習慣形成の必要

習慣の形成 圓滿な人格をなすには、感情の醇化・知識の發達に俟つべきものも多いが、道徳的行爲を、確實に、習慣化することも亦極めて緊要である。時に臨んで、誤のない道徳の規範を踐むには、その行爲が習慣となつてゐなくてはならぬ。しかも幼兒の習慣は後々まで残るものであるから、家庭は殊にその幼い時に於てよい習慣の形成に心しなくてはならぬ。

習慣形成の條件

習慣を形成しようとするれば、先づその時期を選ばなくてはならぬ。

年齢

ぬ。食事、著衣などの良習慣は、四五歳までが最も容易で、姿勢、歩行などの習慣は、九歳以後では形成しにくいなどは、その一例である。なほこのほか習慣を形成するに必要な條件を考慮するに、先づ習慣を形成するには、兒童自らをしてこれに興味を有せしめ、これを意識し、決意してなさしめるのが、最も大切である。また習慣には反復を必要とし、除外例を許してはならぬ。かやうにして、年齢に應じた行爲の種類を選び、反復に反復を重ねれば、漸次行爲は習慣化せられて來る。これと同時に、悪い行爲を放任して置くと、これも亦反復によつて習慣化せられる。日常些末な行爲を始として、他人に對する態度、他人の行爲に對する態度など、いづれもかやうにして形成せられるのである。兒童に成人の規矩をそのまま、當てはめることは出來ないが、兒童に兒童らしい生活を習慣によつて導いて行く

意識と決心

反復と除外例

悪い行爲も習慣化する

兒童は父母の示範を模する

ことは、極めて大切である。

示範 既に述べたやうに、兒童は模倣の傾向が著しいものであるから、これに端を發して行爲の習慣を得ることも多い。ここに於て、父母・長上の示範は兒童の徳性の涵養に重要な意味を有してゐる。兒童をして行はしめようと思へば、また父母・長上もこれを行はねばならぬ。自ら行はずして兒童に強ひても、失敗に終ることが多いといはねばならぬ。

行爲は情緒によつて導かれる

情緒の誘導

すべて兒童の行爲は、情緒によつて動機が導かれることが多い。故に行爲を修練するに當つては、先づ情緒の誘導に努めなくてはならぬ。兒童の利己的な行爲は、先づその感情を同情に導くことによつて正すことが出來よう。私たちは先づ行爲の根を見なくてはならぬ。

年齢によつて異なる

命令及び禁止

兒童の行爲に規範を與へる爲に、行ふべきことを命令し、行つてならないことを禁止することは、その方法が宜しきを得るならば、効果を擧げることが出来る。しかしこれも亦年齢に應じて、その方法を更ふべきであつて、最初は全く命令的でも、やゝ長ずれば、これと共に協力して「共にしよう」と導き、更に長じて事理を解するやうになれば、寧ろ訓戒して兒童自らに考へしめることが大切である。幼少の兒童に反省を要求し、長じた兒童に絶對的の命令をなすなどは、方法の宜しきを得たものではない。たゞこれ等命令・禁止に就いて注意すべきことは、

- (一) その實行することが出来るか、どうかといふことに就いて、十分な考慮を要する。
- (二) また、たとひその一つ一つは實行の出来るものであつても、過

注意すべきこと

伊藤 小波

賞による導き方

多であつては、結局實行が、不可能となり、行爲は亂れる。一つの行爲が習慣化した後に他を求めらるやうにしないで、はならぬ。

(三)更に、行爲の規範に就いては、一定の理想があつて、命令・禁止共に首尾一貫することを要する。

(四)そして實行の確實となるまでは監督しなくてはならぬ。命令しただけで、その實行の如何を見ないのは、効果を擧げにくい。

賞罰 善行を賞し、悪行を罰することは、訓練の方法として從來屢用ひられて來た。しかしこの方法を用ひるには、なほ十分な考慮を要する。賞は、善行を認めてこれを奨励し、兒童をして自信を増さしめるには、よい方法であるが、賞するに常に物品を以てし、または過賞に陥れば、却つて賞を目的として善行をなす習慣を養ふ虞がある。されば物品はこれを成るべく少くして、父母の信任を以て満

罰の意味とその仕方

失行の原因

課する態度

體罰

足し、遂には自己批判に生きるやう導かなくてはならぬ。

罰は悪行を再びしない爲になすものであるから、報復的なものではない。即ちこれによつて善に導かなくてはならぬ。その爲には失行の原因を探り、然る後始めてその罰すべきかどうかを定めなくてはならぬ。兒童の失行には、精神的發達の未熟な爲に犯されるもの、或はその發達上當然なもの、または病的なものがあるから、これ等は罰しても効果はない。たゞ眞に不良の動機から生れた行爲や、悪癖に陥り、頑で容易にこれを改めないやうな場合には、これを罰する必要があるが、この時に當つても、罰する者は常に涙を以てし、怒つてなすやうなことは避けなくてはならぬ。體罰のやうなもの、時として止むを得ないこともある。ジョンロックのやうに、常に注目と點頭とを以て教育すべしと説いた人でも、兒童の傲慢・頑冥我儘

過罰の弊

だけは鞭を以て教育せよ」と説いてゐるほどである。罰をなすに過罰に陥れば、兒童は怯懦となり、陰險となり易い。やゝ長ずれば、反抗的氣分をそゝつて、何等効果を擧げることが出来ない。

一家の一致

訓練方針の一致

これ等の方法により兒童を訓練するに當

つて最も大切なのは、父母長上の一一致した態度である。かやうな一致を缺く時は、賞罰は常なく、訓戒は多岐にわたつて、一人の命ずるところ他の禁ずるところとなり、兒童は行爲の規範に迷ひ、徳性を涵養することが出来なくなり、爲に不良の傾向を生むやうになる。

學校と家庭との一致

かやうな一致の必要は、單に一家に止らない。學校と家庭との間にあつても同様である。兒童訓練上、學校と家庭との完全な協同は、この點からいつても極めて大切である。父母長上はよく學校の訓練方針を知悉して、これと協同しなくてはならぬ。

母自らの教育の緊要

家庭教育者として母の責務の大きいことは、既に述べたところであるが、殊に兒童の訓練に當つては、重大な責任を有する母たる者が、親しく身を挺してこのことに當らなくては、到底善良な人格を育成することは出来ない。然るに世には往々にして、教育のことを教養の低い、しかも愛の少い婢僕に委ねて、自らは交際場裡に没頭するの非を敢てし、或はその煩を厭うて顧みぬ者のあるのは、婦人として最も重大なる天職を忘れたものといふべきである。

第五章 幼稚園の教育

第一節 幼稚園の任務及びその沿革

家庭に於ける兒童は、慈愛深い父母の膝下にあつて教育を受けるのを通例とするが、往々にして、父母が職業に従事して自ら保育

幼稚園の任務
よい環境

小學校と家庭との中間教育

することの出来ないことがあり、また親ら保育しても、その發達の爲に不都合な環境を有する場合もある。例へば、その住居が雜沓の地にある爲、心身の發達に緊要な遊戯の自由も、運動の自由も有しないやうなことがある。かやうな場合に兒童を收容して、これに心身の發達に適合した教育をなすものが、即ち幼稚園である。

兒童の家庭にあるや、極めて自由な教育の下にあることが多いのに、長じて小學校に入ると、急に規律的・強制的教育を施す結果、兒童の身體を害することがあるのは、諸種の調査の示すところである。されば小學校の教育を今日から一層緩和すると同時に、幼稚園に於て小學校と家庭との連絡的教育の任に當り、兒童をして激しい生活の變化による悪影響を避けしめることも、亦幼稚園の任務とするところである。

幼稚園の沿革

最初の幼稚園

第四十圖
フレイベル
(1782-1852)



Friedrich Froebel

幼稚園の最初に設けられたのは、一八三七年ブランケンブルグに於けるフレイベルのそれである。幼稚園はその名の示すやうに、幼兒を草花にたとへ、教師を以て園丁にたとへたもので、園丁が花をその本性に従つて培養しようとする趣旨に基づいてゐるのである。

フレイベルは遊戯と作業とを以てその自己活動性を開拓しようとし、遊戯の方法を考察し、作業の爲に恩物を考案してその教育に資した。

彼はその一生を幼兒の教育に捧げ、その主張の實行に努めたのであるが、不幸にも一時政府の誤解を受けて禁止せられるに至つた。その後幼稚園はマールホルツビーロー夫人により、歐洲各國

マールホルツビーロー夫人の努力

モンテッソリ
一女史の改善

第四十一圖
モンテッソリ
一女史(1870)

幼兒に對する
その他の
施設

*保育學校はマ
クミラン女史
の創設に係る。
かやうに幼兒
の教育に婦人
が著しい貢獻
をなしてゐる
のは、私たち
の考ふべきこ
とではないか。



に宣傳せられてその勢を得、千八百六十年には獨逸の禁令を解か
しめるに至り、終にこの設置は各國に普及するやうになつた。近時
伊太利のモンテッソリ一女史はその改良に盡力し、諸種の恩物を考
案して感官教育の方法を開き、また自由
主義教育の方法を唱導した。

幼兒保育の目的に對して、また英國及
び佛蘭西に幼兒學校の設がある。父母の
勞働時間中幼兒を預つて世話をする托
兒所及び近時新に唱導せられて來た保
育學校リベラールも、亦父母に代つて幼兒の心身の正しい發達を促す施設で
ある。

第二節 幼稚園教育の目的

幼稚園令に
よるその目
的

かやうに幼稚園の必要を見來れば、既にその目的とするところ
も明らかである。今幼稚園令の定めるところを見るに、
幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナ
ル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス(幼稚園令第一條)
としてある。また同令の施行規則を見ても
幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ
難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善
良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムヘシ(幼稚園令
施行規則第二條第二項第三項)
としてあつて、いづれも心身の發達を期して、その爲の用意を述べ、
且つ幼兒の發達に應じてその生活を教育し、心情を正しくせしめ

幼稚園の目的の要領

幼児の年齢、
保姆及び保
育

ようとしてゐる。しかもかやうな幼児の教育は、家庭を重大な要素とするものであるから、幼稚園教育は家庭教育を補ふものと考へ、兩者相協力して、その實を擧げることが暗に示してゐる。

これ等の種々な方面から見て、幼稚園教育の目的は、児童を好都合な環境に置いて、その心身の發達に應じてこれを助長し、しかもここに眞と善と美との芽生を見出さうとするものであるといふことが出来る。

幼稚園はかやうな目的を以て、普通三歳以上の児童で小學校へ就學する以前の者を入園せしめ、保姆が教育の任に當つて、これを保育することとなつてゐる。

第三節 保育の方法

一 保育の原理

遊戯的なる
こと

よい習慣の
教養

幼稚園の教育は、児童心身の健全な發達を期する。そして幼児の心的發達をはかるには、その自發的活動を利用しなくてはならぬ。かやうにして廣い意味の遊戯の傾向を指導し、これによつて諸種の生活を誘導することは、その教育の第一原理である。このやうな意味に於て營まれる保育の項目には、狭い意味の遊戯・唱歌・談話・觀察及び手技がある。かやうに幼児の性質を洞察し、遊戯を以て幼児教育の最も重要なものとなすやうになつたのは、フレールベルの功績であつて、彼は實に幼稚園教育の開拓者であると共に、その大恩人である。

幼稚園はかやうに自然的に發動する精神を導くのではあるが、一方には、これによい習慣を培はなくてはならぬ。規律・勤勉などの習慣は、これを幼時から養はないと、後に於て困難なことは、既に述

べたところであるが、この意味に於て幼児の生活にも勤勞作業を導き入れ、或は遊戯唱歌など、その他の機會を利用して、この意味の教育をも行はなくてはならぬ。唯この場合にあつても、なほ遊戯的指導を最上の原理とすることを考へなくてはならぬ。徒に強ひるのは何等の效果もない。

二 保育の項目

遊 戯 兒童の自發的活動により四肢の筋肉を十分伸長せしめるやうな遊戯が、幼稚園教育に於て導かれることは、心身發達の爲に極めて價値の多いことである。幼稚園の遊戯は、通例自由遊戯と共同遊戯とに分ける。自由遊戯は各自の自由にまかせるもので、共同遊戯は多數兒童が共同してなすものである。既に遊戯に就いて述べたやうに、この時期の兒童はひとり遊びを主とし、漸く社交

遊戯の價値と種類

自由遊戯

共同遊戯

幼兒の興味と觀察

的の遊戯に入らうとする時代であるから、自由遊戯がその性質に合すること多く、心身の發達にもよいのであるが、共同遊戯も亦規律協同の習慣を養ふ上に價値が少くない。これ等遊戯の爲に幼稚園では出来るだけ多くの遊具を具へ、その設備をなすべきである。

觀 察 幼兒に於ても既に自然に對する興味を有し、動物の生活や植物の生長に好奇の眼を向けるものであることは、既に説いた。かやうな興味、かやうな傾向に基づいて、兒童の觀察を一步づ、精確に導き、これと同時に、動植物或は自然に對する愛情を養はんとするものが、觀察である。これ等は家庭に於ても心がけなくてはならぬが、幼稚園では特に自然を觀察する機會を與へて、そのよき發達をはかる必要がある。

心情を美しくする爲の唱歌

唱 歌 兒童は極めて幼少な時から旋律を樂み、律動を喜ぶも

のであるから、幼稚園に於てもこれを課することによつて、心情の美的教育をなすことが出来る。かやうな場合に授ける唱歌は、その歌曲の平易・快活で、聲域の狭いことは勿論、歌詞の内容が兒童の生活と密接し、好んでこれを歌ふやうなものを選ばなくてはならぬ。殊に歌曲の反復するもの、歌詞の戯曲的なものは、兒童に好まれることが多い。

談話 家庭に於て談話による教育の大切なことは、既に述べた。これはまた直ちに幼稚園の教育にも當てはめて考へることが出来る。幼兒はこれによつて想像を練り、思想を豊かにし、感情を醇化することが出来る。幼稚園に於ても、また家庭と同じく、唯聞かしめるばかりでなく、兒童をして自ら語らしめる必要がある。兒童の思想は著しく断片的で、談話の範圍も狭いが、これはその發達の然

談話の教育も價值が多い

手技を課する理由

第四十二圖
モンテッソリ
手技室

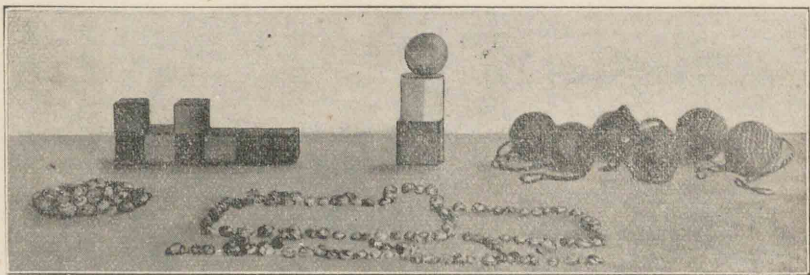


らしめるところであるから、これをして次第に明瞭に系統を立てしめるやう努むべきである。

手技 兒童は物の内容に對する疑問を懷き、時に破壊してこれを窺はうとする本能的傾向のあることは、既に述べたところであるが、また一方には物を組立てようとする本能的傾向があり、或は思ふものを自らつくつて己を表さうとする傾向もある。幼兒はこれ等の傾向によつて物の構

第四十三圖
恩物
(その一)

手技は恩物
によつて行
ふことが多
い
*恩物は Gift
の譯で、神か
ら授けられた
ことを意味し
てゐる。

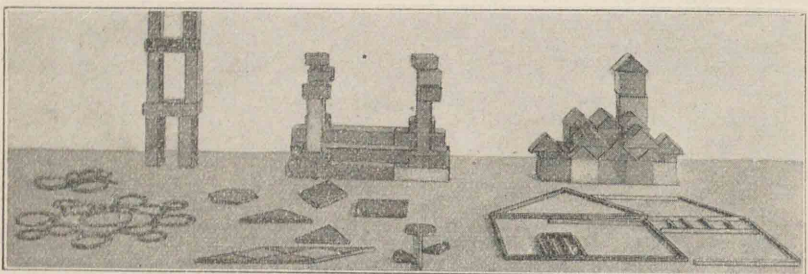


造を悟り、手と眼との調整に馴れ、感官を練り、ひいて想像・思考などの機能を練習し、一方には物に専心する習慣をも得るやうになるものである。かやうな傾向に基づいて課するものが即ち手技である。

手技は自發的・本能的なものであるから、廣い意味の遊戯であつて、兒童に取つては何等の苦痛もなく、限らない愉悅の中にこれを行ふものである。そして手技には種々あるが、いはゆる恩物によるものが多い。恩物はフレーベルの考案に係るもので、次のやうなものを擧げることが出来る。

第四十四圖
恩物
(その二)

手技を課す
る上の注意



六球 三體 積木(第一第二第三第四) 板 箸及
び環 糸及び紐 粒體(以上狹義の恩物)
紙刺 縫取 畫き方 紙剪 紙織 板組 紙組
紙たゝみ 豆細工 粘土細工(以上狹義の作業)
モンテッソーリはこれ等のほか、自家の考案に
屬するものを加へてゐる。即ち
砂紙板 輕重木板 高塔 大梯 長梯 圓柱嵌
木 幾何形嵌木 色糸排べ 紐結 鉛かけ
などがそれである。

手技は一面作業の性質を帯びてゐるもので、勤勞の習慣を得しめる効果が多いが、勤勞も過ぎては幼兒の倦怠と疲勞とを招き、遊戯の趣旨

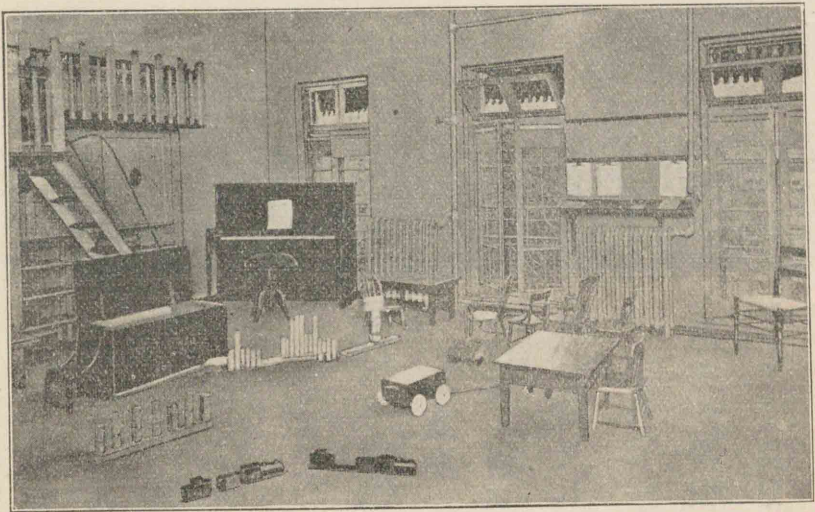
設備として
必要なもの

遊園・遊戯室

第四十五圖

幼稚園の設備
(米國の保育學
校)

花園・動物舎



を失ひ、誤つたものとなるといは
ねばならぬ。

三 設備

幼稚園の設備は、その保育の趣
旨によつて明らかなやうに、遊園
遊戯室を重んずる。日當りがよく
高燥にして廣い遊園、また日當り
よく換氣が十分で、若し出来るな
らば、外氣的設備のある遊戯室は、
最も望ましい。そして遊園の一部
には花園を有して植物を培養し、
動物舎を設けて家畜を飼養し、鳥

砂場

保育室

保育幼兒の
數

類を飼ひ、或は砂場を設けて、屋外運動具を具へるなど、幼兒の豊か
な觀察と自由な遊戯とに十分な機會を與へる設備がほしい。また
遊戯室にも出来るだけの玩具、運動具、樂器を具へ、十分活動的な遊
びをなすことの出来る所としたい。我が國の規定では、遊園は一人
當り一坪を以て限度とするが、これは最少限度であつて、出来るだ
け廣きを要することは勿論である。

保育室は保育に必要な器具を具へ、その廣さは五人に一坪を最
少限度とする。これも日光の射入を十分にし、出来るならば外氣的
設備がほしい。

現今我が國にあつては、保姆一人の保育幼兒は、四十人以下とし、
一幼稚園の幼兒數は百二十人以下(場合によつては二百人以下ま
で許される)と規定せられてゐるが、これも出来るだけ少數で、個別

その利益

的な保育の餘地があるのを理想とする。

第四節 幼稚園と家庭

以上述べたところで明らかなやうに、幼稚園は幼兒の自發的活動を重んじて心身の發達を企圖するものである。兒童はここに於て家庭では見られない多數の同輩と交はり、家庭では到底なすことの出来ない發達の機會が與へられ、そして整つた環境が提供せられてゐる。故に幼稚園は、やがて小學校に入らうとする過渡の兒童には、極めて必要な教育機關であつて、家庭にばかりある幼兒の受けられない利益を得しめるものである。

その害

しかしながら、幼稚園は多數の幼兒が同一の場所に集まり、しかも身體はなほ軟弱で、病氣に對する抵抗性が少い爲、動もすれば病を受けることがある。また多數の幼兒の集合する爲、保育監督が適

家庭の態度

當でない、却つて悪い言葉を習ひ覺え、悪い行爲に染まることもある。更にまた幼兒をして早熟ならしめ、輕薄な傾向をつくることもある。これ等は世の幼稚園に對する非難の中に聞かれるもので、幼稚園に入る幼兒の受け易い害である。

かやうに一方には利があると共に、他方には害もあるのであるから、幼兒を幼稚園に入れたならば、家庭に於ては、その保育の状態に就いてよく知悉し、これに就いて考究し、そしてこれと聯絡のある養育をなすと共に、その足らざるを補ふの用意が必要である。

第三篇 小學校の教育

第一章 小學校教育の目的

小學校教育は強制教育である

小學校の教育は國民生活の基調をなし、一國文化の礎となるものであるから、國家社會に於ては、極めて重要な意味を有してゐる。これその教育を受ける者が幼少であつて、著しく影響を受け易いと共に、ここに於て築かれた知識・道德の世界は、人の生活の最奥にひそんで大なる力を持ち、ここにその將來の方向が定められるといつても過言でなく、しかも國民の中には、この教育を以て終る者が極めて多く、従つて國民の知識の程度をもその教育が決定するからである。されば世界いづれの國でも小學校教育の目的を定め、これを國民全般に及ぼす必要上、これを強制教育としてゐる。

小學校令によるその目的

健康の増進は教育の第一歩

我が國小學校教育の方針とするところは、小學校令第一條に規定してある。曰く

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

身體の發達

これによつて見るに、先づ第一に身體の發達に留意すべきことをいつてゐる。國家社會に於ける理想の進展にあづかるには先づ身體の健康を得なくてはならぬ。これを個人の生活に取つても、健康は第一の寶である。そして兒童期は發育の最も旺んな時で、この時期に於ける養護上の不注意は、後年身體上の缺陷を生ずるのであるから、教育の方針の第一歩をここに置くことは、意味の深いことといはなくてはならぬ。まして身體と精神とは

密接に係り、身體を損ふ時は精神の發達も妨げられるに於ては、一層この事の考慮せられるの當然なことがわかる。

道德教育及び國民教育

既に述べたやうに、人の人として

生存するのは、理想を持してその人格の完成をはかることにあるので、教育の必要な所以も、先づこの點に認められるのである。されば徳性の涵養を以て教育の方針とすることも、亦實に當然なことといはなくてはならぬ。そして小學校に於ける道德教育は、人の一生に於ける基礎をなすこと家庭の教育に次ぐものであるから、その意味は極めて深い。

祖先から承傳へられたこの國土に生まれた私たちは、この祖國の文化を發揚してこそ、世界の文化に貢獻することが出来るのである。されば國家を隆盛ならしめ、祖國特有の文化を發展せしめる

道德教育

國民教育



基礎を形づくるべき國民教育として、小學校の教育をなすことは、最も意味あることといへる。國民精神はここに涵養せられ、國民としての自覺も、國家に對する責務を果す基礎も、ここに得られるのである。

知識及び技能

生活を営み、職責を果すには、いづれも種々な

知識、様々な技能を必要とする。これ等の中には、個人に取つて特別に必要なものもあるが、社會に住む人、國家にその生を托する人として共通に必要な知識、技能がある。若し人がこの種の知識なくして、たゞ個人の職業に於けるやうな、特殊な生活にのみ必要な知識のほか有しないならば、結局社會の一員として生活することが出来ず、隨つて國民として共同の理想を解せず、文化の進展に参加することが出来ないこととなるのであつて、ここに先づ國民の生活

國民として
共通に必要な
知識・技能

これを要するに

に共通的に必要な知識技能を授ける必要があるのである。かやうにして國家は小學校教育により、國民として祖先と共に我が國の文化の發展をはかり國運を隆盛ならしめる人格の立派な、そして健康な人々、即ち國民を育成しようとしてゐるのである。さればこの教育の成否興廢は、國家の進展に關することの著しいものがある。これ明治五年學制を頒布して、強制教育の制度を採り、以來五十有餘年、我が國文運の發達を期した所以である。

現在我が國にあつては、滿六歳一日から滿十四歳に至る八箇年を學齡とし、この期間内にある兒童を學齡兒童と稱してゐる（小學校令第三十二條參照）。そして學齡に達した日以後に於ける最初の學年始（通例は四月、稀には九月）を就學の始期として就學せしめ、以後その修業年限たる六箇年の課程を終るまでの教育を受けしめる

我が國の義務教育制度

尋常小學校

高等小學校

義務教育年限の延長

義務を保護者が負ふこととなつてゐる。これ等の義務は、特別の理由のない限り、免除せられたり、猶豫せられたりすることはない（小學校令第三十二條第三十三條參照）。これが即ち尋常小學校である。

小學校には、かやうに義務教育たる尋常小學校のほか、高等小學校がある。そしてその修業年限は二箇年若しくは三箇年である。義務教育年限の六箇年は、近時國民必須の教育としては年限が短か過ぎるといふので、これを八箇年にしようといふ議論が起つてゐる。

第二章 養護

小學校に於ける教育は、これを養護、教授及び訓練の三方面から考へて見ると、よく理解が出来る。

學校に於ける養護の特殊な目的

危害を除く方面

進んで發達に盡す方面

養護の任務 養護が兒童身體の發達を助けて健康を増進し、その機能を全うせしめることを目的とすることは、いふまでもないが、特に學校の教育に於て養護を説くのは、學校の教育を受ける爲に起る特別な事情から生ずる身體上の危害を除かうとする一方、學校教育が特にその發達の爲に進んで盡さうとする爲である。先づ(一)學校病の發生を防ぎ、(二)或は集團生活から來る傳染病の發生や傳播を防ぎ、(三)或は學習に就いての衛生的考慮をなすなどは前者であつて、(一)衛生的によい環境を與へ、(二)體育運動によつて兒童を鍛鍊し、(三)榮養を補給するなどは後者である。これ等は學校教育をなすに當つて缺くことの出來ぬ考慮であつて、若しこれ等の考慮を怠るならば、兒童は學校に入つて何等身體の健康を増進することのないばかりでなく、却つてその爲に健康を失ふやうにな

ることは疑ふべくもない。

校地・校舎及び設備

設備 學校は多數の生徒が集團する所であるから、それに對する設備をなすと共に、家庭に於ては不可能なる設備環境をしつらへて、その健康をはかることが必要である。この爲には、校地は高燥閑靜な地を選擇し、採光換氣の十分な校舎を建築し、室溫の調節をなすべき設備をなすなど、すべて衛生的顧慮を設備の上に拂ふべきである。

疲勞

原因とその影響

學習の衛生 教授をなし、學習をなさしめるに當つて、最も顧慮すべきは疲勞である。疲勞は仕事の爲に體內に疲勞毒素を生じ、貯藏物質が消耗せられるのに原因するもので、疲勞過度は身體諸種の機能に障害を生ぜしめる。殊に、幼少の兒童に於ては、その精神身體とも發育中であつて、疲勞に對する抵抗性が少いので、早く疲

疲勞に對する種々な考慮

勞過度に陥り易い。長ずるに隨つてこの抵抗性は増すけれども、身心の負擔は漸次増大するから、これを閑却することは出来ない。故に學校は、兒童に學習をなさしめるに當つて、この點に就き種々な考慮を拂つてゐる。先づ疲勞を回復するには、休憩をしなくてはならぬ。その爲には教授時間に適當な休憩時間を配して、教授による疲勞を回復することをはかり、また一定の日數を置いて休業日を設けてある。更に學科の難易によつても、疲勞に相違があるから、困難な學科だけを續けて課することのないやうに考慮して授業時間割を工夫してゐる。學校に於ては、かやうに疲勞を除去する方法を講じてゐるが、疲勞は結局絶對的休憩ともいふべき睡眠によつて回復するものであるから、この點に鑑みて始業時間を定め、家庭作業や課題を提出する程度をも加減してゐる。殊に試験をな

姿勢

すことは、兒童を疲勞過度に陥らしめ、身體を損ふ虞があるので、これは行はぬこととなつてゐる。

姿勢の問題は、學習の上に特に注意を要することである。不良な姿勢は作業の能率を害し、疲勞を増すばかりでなく、これが習慣となれば脊柱は彎曲するに至り、四肢の發達を害することも少くない。されば學校に於ては、特に机腰掛を選擇し、衛生的なものを用ひることになつてゐる。机腰掛が高過ぎたり、低過ぎたりしては、姿勢



第四十六圖
不良な姿勢
(上) 腰掛の低過ぎる場合
(下) 腰掛の高過ぎる場合

は正しくなることが出来ない。故に机腰掛はその正しいものを選んで、上體を正しく眞直にし、頭的位置を正しくし、深く腰をかけて、脊を軽く倚靠いかかに托し、兩足を床の

第四十七圖

(右)正しい姿勢
(左)正しくない姿勢

家庭の協力



上に置き、兩手を腹の上に置いて、前方に著目し、若し書物を讀む時には、その下端を持つて少しく前の方へ傾け、眼と紙面との間を約三十七糎くらゐ離し、若しまた書寫する場合には、腰掛を前にひき、机と腰掛とを接せしめるやうにすべきものとしてある。

凡そこれ等の事項は、學校が注意すると共に、家庭がこれと協力しなくては、その目的を達することが出來ない。學校では負擔の過重を恐れて家庭作業を課さない時に當つて、家庭が徒に過大な學習を強ひるやうなことがあれば、學校の考慮は何等意味をなさぬこととなる。

學校病及び傳染病

兒童は學校生活の爲に屢いはゆる學

種々な學校病

校病にかゝることが少くない。はなぢ、頭痛、神經衰弱、視力障害、脊柱彎曲などは、その主なものである。これ等は、或は教授上の注意を怠つて兒童の負擔を過重ならしめ、或は校舎の設備や校具の選擇が不十分であり、また或は姿勢の不良などに原因するものであるから、各方面にわたつて、細心の注意を拂はなくてはならぬ。

學校はまた多數兒童の集合し相接する所であるから、傳染病に就いては、特に注意する必要がある。痘瘡、チフテリア、猩紅熱、發疹チフス、ペスト、赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、流行性腦脊髄膜炎などの劇しい傳染性疾患はいふまでもなく、百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎(オタフク風邪)、風疹、水痘などの傳染性疾患の發生した時も、學校はこれが蔓延を防ぐ爲に、その兒童の登校を禁止し、消毒その他の處置を講じなくてはならぬこととなつてゐる。

傳染病の處置

應急處置

學校に於て屢、兒童が突然腦貧血や日射病などにかゝり、時には不測の災害に遭つて傷を受け、或は異物を耳孔に入れたりなどすることがある。かやうな場合には、先づ適當な應急處置を講じて、醫師の來るを待つのである。

體育運動

學校に於ては、兒童の身體に就いてかやうに種々な注意をなすと共に、體育の方法を工夫して、その健康を増進することに考慮を廻らしてゐる。

體育運動は兒童心身の發達に應じて、十分に生理的・衛生的考慮を拂はなくてはならぬ。如何なる種類の運動を、如何なる方法によつて、如何なる程度になすべきかは、その目的を達する上に極めて大切であつて、若しその考慮を怠つてこれをなす時は、單に體育運動の効果を擧げることが出來ないばかりでなく、却つてその害の

體育運動の注意

測り知ることの出來ないものがある。これ等の點に就いては、表十一に掲げる諸點を参考とすべきものとする。

年齢	身體發達の特徵	運動の種類
七歳から九歳まで	學校生活の開始によつて運動が束縛せられ、椅子に坐する爲、背筋の疲勞、呼吸・血行の障害、脊柱不正彎曲などを起し、筋の發育を害することが多い。	呼吸・血行を促し筋努力を廣く及ぼすもの ○律動遊戯 ○徒手體操(簡單なもの) ○歩行練習 ○歩行形成の平均運動、跳躍など
十歳から十四歳まで	筋骨の發育が顯著となり、身長・體重・胸圍の増大が著しい。但し女子は少しく早く。 (表一を見よ)	○呼吸・血行の促進、筋肉の練習 ○懸垂運動 ○駢足 ○跳躍 ○器械による巧緻運動 ○球戲・游泳・スキー・スケート

表十一
年齢と身體發達と運動との關係
(吉田氏による)

身體検査

身體の發育に留意するに當つて、兒童の發育狀況を詳かに知る
ことの必要は、既に述べたところである。學校に於ては、この目的の
爲に、毎年兒童の身體検査を行つて、その發育の狀況を明らかにす
るの規定であるが、これは屢行つてその経過を見各級を比較して
その状態を明らかにし、父兄にもこれを知らしめて、家庭教育上の
参考となすべきものである。

第三章 教授

第一節 教授の任務

教授の二目的

兒童の知識を擴充し、またこれに技能を授けるのが即ち教授で
ある。教授は兒童の知識内容をひろげると共に、その智能の啓發に
努めて、自ら修學するの端を開くべきものである。かくてこの知識

實質的目的

形式的目的

兩目的の關係

内容を授けるのを、その實質的目的と稱し、知的活動を促進してそ
の興味を喚起し、智能を啓發するのを形式的目的と稱する。従來の
教育は、教授の實質的目的を重んじたのであるが、輓近に至つて形
式陶冶を重んずべしとの説が行はれるやうになつた。しかしこの
兩目的は、兩者が相俟つて始めて教授の任務を果すことが出来る
のであるから、そのいづれに偏することも出来ない。唯教授すべき
知識内容が極めて多いことから、動もすると注入に流れて求知の
自發的傾向を忘れ、或は知識の教授は比較的容易で且つ進歩が明
らかな爲、これに囚はれて形式陶冶を怠るの弊に陥り易い。故に教
授に當つては、兒童の知的興味を喚起して、その自發的傾向により
智能を練磨して、自ら研究・修養するの基礎を與ふべきである。
かやうな教授の目的を果すのは、固より學校の任務であるが、豫

習や復習や課外の讀物など、家庭の協力に俟つものも亦極めて多いのである。

第二節 教科課程及び教科用圖書

教材及び教科
教科目の種類

教授する材料を教材といひ、この教材をその性質により一定の系統を以て排列したものを教科といふ。教科目の種類は、國民教育を達成する上に極めて重要であるから、國家はこれを一定して、全國一様に次のやうに實施せしめてゐる。

尋常小學校

必設科目 修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)

加設科目 手工

高等小學校

各教科目の目的

加設科目 外國語、その他必要な教科目

必設科目 修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・實業(農業・工業・商業)の一科目または數科目(家事(女兒)・裁縫(女兒))

教科課程表
教授時間表

これ等の教科目に就いては、國民教育の統一上、國家は各、その目的とするところを定めてゐるが(小學校令施行規則第一章參照)、この目的を達する爲に、教科目の難易により、國の事情により、また兒童の發達程度によつて、これを學年に配し、教授時數を定めたりして計畫を立てる必要がある。これを教科課程表といふ。我が國に於ては、教科課程表をも國家が定めて、全國一様にこれを行ふこととなつてゐる(卷末附録參照)。この課程表を基とし、兒童の疲勞、教科の性質によつて毎週の時間を排列したものを教授時間表といふ。

國定教科書

教授に當つて、その内容を規定すべき教科用書の良否は、その効果を擧げるに大なる關係を有し、且つその價格の點に就いても、その義務教育たる關係上、考慮すべきものがあるので、我が國では、主として文部省に於て著作した國定教科書を使用せしめることに規定してある。

第三節 學級の編成

現在の小學校に於ては、年齢の略同一な者を同一學年とし、これ等の生徒を一教室に集めて一教師がこれを教授する。これを學級といふ。學級には、同一學年兒童だけで編成したもの、即ち單式學級を通例とするが、時には事情により二箇學年以上の兒童を一學級として複式學級を編成することもあり、また生徒數の極めて少數な場合には、全校兒童を一學級とする單級を編成することもある。

學級編成の種類

單式學級

複式學級

單級

學級の兒童數

これ等の學級の兒童數は、尋常小學校は七十人、高等小學校は六十人を限度とする。しかし事情によつては、各十人までは、これを増すことの出来る規定である。

第四節 教授の方法

教授の準備

教授せんとする内容は、先づ教科書及び教科課程表によることは、いふまでもないが、これ等は全國一様に定めたものであるから、その地方の事情により、またその學級の編成法によつて、これが斟酌を必要とする。この爲には、教授の内容を學期週に分つて排列し、他教科との連絡を考へ、且つ参考材料などを含む教授細目をつくらなくてはならぬ。教師はこの教授細目によつて、更にその内容に就いて精細な材料を調査し、且つ兒童の心的發達から考へ、如何なる順序によつて、如何に教ふべきかの教授案をつ

特殊の事情によつて定める教授細目

教授の四段階

くつて、教授の準備をする。

教授の段階 児童をして確實に知識を得しめるには、教授の手續方法を定めて教授しなくてはならぬ。かやうな手續方法は、教材の内容によつて定められるが、大體に於て標準となるものがある。これを名づけて**教授の段階**といふ。教授の段階は、種々な考案が行はれたが、現在用ひられてゐるものは、大體**豫備提示整理及び應用の四段階**である。

豫備

【豫備】 教授の目的を示し、學習せんとする欲求を喚起し、また新教材に關係ある既習の觀念を質問によつて想ひ起さしめることが、即ち**豫備**である。豫備は児童の知的欲求を喚起して學習の動機を誘發し、學習を圓滑確實になす爲に、教授前に當つて児童の精神状態を整理するもので、全學習の結果に影響することが大きい。

提示

ら、これをなすには、十分な工夫を必要とする。

【提示】 児童の知的欲求に對して、新教材を提示すること、或は直觀に訴へ、或は問答をなし、或は説明をなして、その間に児童精神の十分な活動をなさしめ、新知識を得しめる。

整理

【整理】 提示によつて收得した知識を**概念法則**などに導き、これを概括せしめるもので、これによつて知識は要約せられ、児童の心裡に了得せられることとなる。

應用

【應用】 了得せられた知識を一層確實ならしめる作用で、これにより新知識を既有知識の系統中に編入し、一方に於て實際生活上の事項をこれによつて解釋せしめ、その活用の方法を知らしめようとするものである。

これ等の輕重

これ等は教授の踏むべき普通の順序であるが、教材によつて、い

づれに重きを置くべきかは、自ら異ならなくてはならぬ。例へば、技能教科にあつては、提示に重きを置いて、整理はこれを批正練習するに止め、算術の應用問題などにあつては、時に豫備に重きを置き、時には整理だけに重きを置くこともある。かやうな形式は活用を主とすべきもので、固より形式に拘泥すべきではない。

第五節 教授の様式

教授の際に於ける教師と児童との間に起る活動の様態形式を教式若しくは教授の様式といふ。教式には教師が主として活動し、児童はそれに従つて學ぶ注入教式と、これに反して、児童が主として活動し、教師は補導の地位に立つ啓發的教式とがある。示教式・示範式・講話式は注入教式に屬し、問答式・課題式などは啓發的教式に屬する。今その一般に就いてこれを簡単に説明しよう。

教式の種類

注入教式

啓發的教式

示教式 實物・繪畫標本などを示し、或は實驗して児童にこれを觀察せしめ、教師がこれに説明を加へる方法であつて、直觀に訴へて了得せしめようとするものである。

示範式 模範を示して、これに倣はしめるものであつて、圖畫手工のやうな技能學科は、その學習課程の性質上、これによることが多い。

講話式 教師が講述して児童に聞かせるものであつて、修身・地理・歴史のやうなものは、この方法によつて教授せられることが多い。

問答式 教師と児童とが相互に發問・應答して教授を進めるものである。この方法は、いづれの學科にも用ひられること多く、児童の注意を集め、思考を練る上に効果があるもので、一面児童の知識

教式の價值

了得の程度をも知ることが出来る。
 課題式 問題を與へて、兒童自身の活動により知識を了得せしめるもので、算術・綴方などに用ひられ來つた方法である。
 これ等の教式の中、注入教式は、兒童の活動を重んじその知的興味を喚起する方法としては、啓發式のそれに比べて價值が少い。事物の觀察・實驗のやうなものも、兒童自ら疑問を持して觀察し、實驗し、更に自らその結果に就いて思慮をめぐらすことによつて、兒童の知的興味を喚起し、始めて眞の教授の目的を達することが出来る。また修身・地理・國史のやうな學科にあつても、兒童自ら有する問題を、或は書籍により、或は質問によつて解決し、以て知識を得しめる方法が、知的興味の喚起に有効なことが多い。教授が形式的目的を重んじ、教育の中心を兒童に置くに隨つて、啓發的教式は漸次

プロジェクト
 リメソッド
 ダルトン
 ボラトリ
 ラン

第四十八圖
 ダルトン案の
 創始者パーカ
 ー
 スト
 女史

家庭の訓練
 と學校訓練
 との相違



第四章 訓練

盛となるであらう。プロジェクト法またはダルトン案のやうなのは、かやうな方法の中で最も進歩した計畫と方法とを具へたものといふべきものであつて、兒童の知的發達を助けるに大なる効果がある。

訓練の方法に就いては、既に家庭教育の章に於て述べたところを以て、學校教育にも適用することが出来る。しかしながら、學校訓練の方法は、多少これと趣を異にするものがあり、且つ學校の訓練によらなくては行ふことの出来ない事項もあるのである。

學校の共同生活によつて達せられる諸徳

兒童は學校生活を營むことによつて、多數の同輩と伍し、年長と交はり、年少と擁し、且つ共に一定の課業に服する爲、ここに家庭とは異なつた一の社會生活をなすに至り、家庭だけでは訓練することの出來ぬところを、よくなすことが出來るのである。即ち協同親切、正義、克己などの諸徳は、學校の相互的生活によつて達成せられることが多い。

學校訓練の二方面

學校に於ける訓練の方法には、道德意識を開發して道德的行爲を導かうとするものと、行爲そのものを指導しようとする方法との二つを區別することが出來る。修身教授若しくは訓話のやうなのは、道德意識の開發を目的とするもので、示範、賞罰或は運動、遊戲、作業、學習などに於ける行爲の指導、若しくは情緒の誘導などは、直接の訓練といふことが出來よう。

修身教授

修身教授は、兒童の日常生活に近接した事項によつて、系統的に道德意識を開發することを目的とし、教育に關する勅語の趣旨に基づいてこれを行ふべきである。

訓話

訓話は兒童の日常生活に起る諸種の事項をとらへてこれを戒め、或は兒童に時々必要な訓練を與へる時などに用ひられるもので、その修身教授と異なるところは、兒童の直接な行動を材料とし、しかも系統的でない點にある。

遊戯による訓練

遊戯に於て規律、協同、正義の念を養ふことが出來るのは、常に見るところである。團體遊戯は兒童の心身の活動を進める上に効果のあることは明らかであるが、その訓練に於ける價值も極めて大である。英國に於ける有名なイートン、ラグビーなどの學校が、その訓育の最も重要な手段として遊戯を用ひるといふやうなのは、如

作業や學習による訓練

何に遊戯の價値の大きいかを示すものである。學校にあつて作業し、學習するに當つて、その間勤勞の精神を涵養することの出来ることは明らかである。多數の人々と共にある時は、協同的精神によつて事をなし、その間自省、忍耐、服従などの諸徳を養ふことが出来る。

その他の訓練上の手段

このほか同級會、遠足會、學藝會、兒童劇なども、兒童の訓練上種々な効果がある。これを要するに、學校に於ける訓育は、多數兒童の間にあるが爲に、家庭に於て達せられない諸徳を涵養することが出来るのである。

第五章 我が國の學校系統

我が國の學制は、明治五年の學制頒布にその源を發してゐるの

普通教育の意義とその諸學校

であるが、その制度は今日に至つて略整頓せられ、我が國特有の系統を形づくつてゐる。これを分つて初等教育、中等教育、高等教育とし、その目的によつて普通教育、専門教育、特殊教育となすことが出来る。

一 普通教育

普通教育はその名の示すやうに、一般的教育を目的とするもので、小學校が基礎となつてゐる。

中學校は修業年限五箇年、女子中等學校たる高等女學校は修業年限五箇年乃至四箇年で、共に尋常小學校の卒業者を收容する。

高等學校は修業年限七箇年を原則とし、男子の高等普通教育を完成するのを目的とする。その高等科は文理二科に分れ、修業年限は三箇年、尋常科は中學校に相當するもので、修業年限は四箇年で

ある。別に尋常科を有しない高等學校もあつて、これは中學校四年の修業者を收容する。女子の高等普通教育の爲には、高等女學校に二箇年若しくは三箇年の高等科を置くことが出来る規定になつてゐる。

このほか、普通教育に關係して、教員養成を目的とする師範學校がある。小學校教員を養成するものを師範學校とし、中等教員を養成するものを高等師範學校とする。

二 専門教育

専門教育は専門の教育を施すを以て目的とする。

實業學校は實業に従事するに須要な知識技能を授けて、職業教育を施す目的を有するもので、中等程度の商業學校、工業學校、商船學校、農業學校などはこれに屬し、高等なる程度の實業教育を施す

専門教育の
意義とその
諸學校

高等商業學校、高等工業學校、高等商船學校、高等農林學校なども、亦これに屬する。

専門學校は高等なる學藝を授けるのを目的とし、中學校、高等女學校の卒業生を收容して、三箇年以上の教育を施すもので、醫學專門學校、外國語學校、美術學校、音樂學校などは、これに屬する。

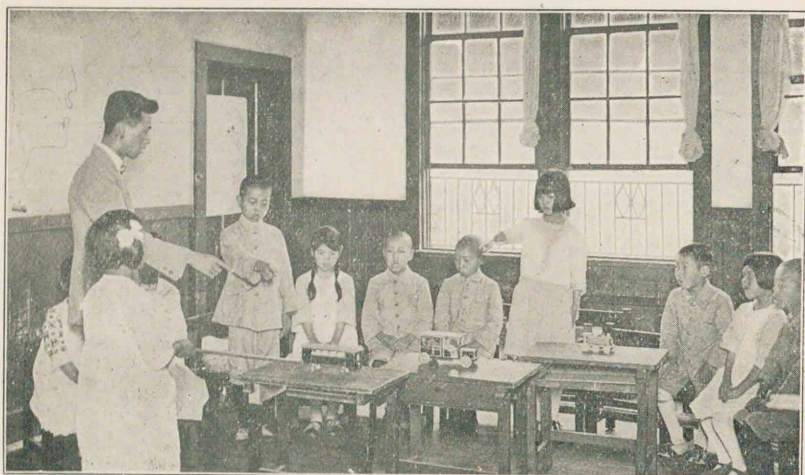
大學は國家に須要な學術の理論及び應用を教授し、並にその蘊奥を攻究する所であつて、高等學校卒業者を收容し、三箇年乃至四箇年の教育を行ふ。大學は法學、商學、工學、文學、理學、醫學、經濟學、農學の數箇學部から成る綜合大學を本則とするも、一箇の學部から成る單科大學もこれを認めてゐる。

三 特殊教育

特殊教育は心身發達の不完全な者或は缺陷のある者、即ち不具

特殊教育の
意義とその
諸學校

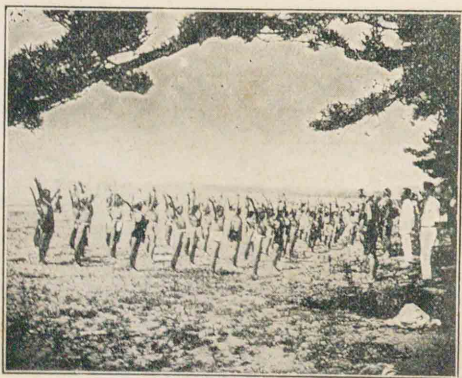
特 殊 教 育



【上】聾啞者教育に於ける
授業の實況



【中】林間學校に於ける學科
教授の實況

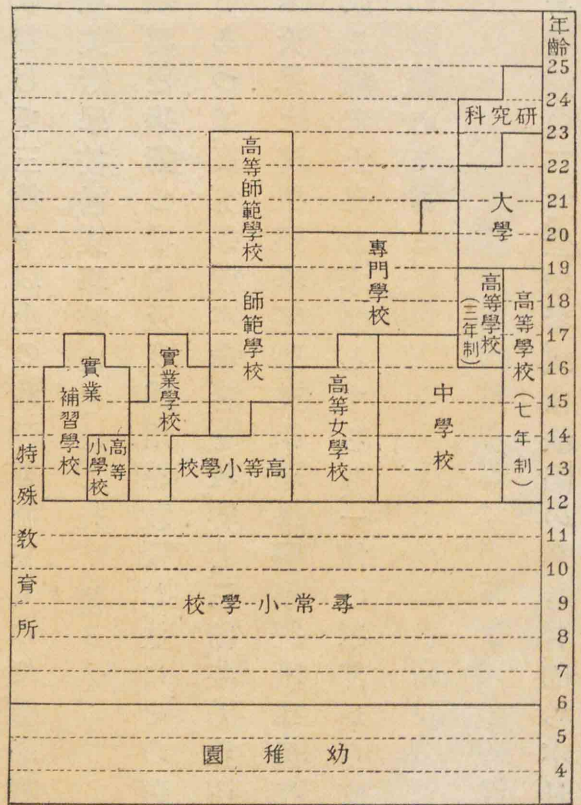


【下】同上體操

第四十九圖
我が國學校系
統圖解

兒聾啞兒低能兒
などを收容して、
これに特殊な教
育を施すことを
以てその目的と
する。
盲學校聾啞學
校は盲者聾啞者
に普通教育及び
職業教育を授けるを目的とし、各府縣には必ずこれを設くべき規
定である。

身體虚弱な兒童を收容する爲に林間學校精神の薄弱な兒童を



教育する低能兒學校の設があるが、現今我が國では僅かに一、二の學校を見るに過ぎない。

その他不具者學校は不具者を感化院は不良少年を收容して教育するものである。これ等はいづれも社會の幸福を増進し、個人の福祉を保護する爲に必要である。

第四篇 社會教育

第一章 社會と教育

人は社會的
生活からそ
の影響を受
ける

人は社會の一員として、常にこれと離れては生活することの出来ない關係にある。されば家庭や學校が如何にその理想とするところを達成しようとするに於ける諸種の影響がこれと協力しないならば、その目的を達することは出来ない。幼時は多く家庭・學校の影響を受けるものであるが、漸く長じて社會に接することが多くなれば、この關係は愈々深くなる。まして學校を卒業して、實社會に於て常にその生活が營まれるやうになれば、その影響は極めて大きく、社會の道德狀態や思想傾向は、直ちにこれ等の人々の道德思想を支配するものである。されば教育は學校・家庭に於て

社會教育の
三方面

行はれると同時に、社會に於ても、社會の風潮を正し、民衆の思想を善導し、教育所期の理想を達する爲に種々な考慮を廻すことは、極めて重要なことである。これを社會教育といふ。そして社會教育が家庭並に學校の教育と協力一致し、互に連絡を保つて行かねばならぬことはいふまでもない。

第二章 社會教育の方法

社會教育上の種々な考慮も、亦これを三方面から見て、身體の健康をはかるべき體育、知的修養を遂げさすべき知育、及びその道德的生活を導くべき德育の三となすことが出来る。これ等の考慮は、いづれもその効果を擧げる爲に、特別な工夫と計畫とを必要とするものである。

體 育

設 備

第五十圖
明治神宮に於ける競技の光景

運動欲の刺戟



第一 體 育

社會一般の人々は、皆夫々その職務に忙しい爲、身體的修練は多く怠られがちになるものである。故に社會教育を企てるに當つては、先づこの點に着目し、或は學校の運動場を開放し、或は公開運動場を設けるなど、出来るだけ運動の設備をなし、その機會を與へると共に、屢、競技會を開催し、或は體育の講演會を開くなどして社會の人々

衛生思想の鼓吹

知 育

知育の目的

が皆自ら進んで運動をなすやうに、これに對する自覺と欲求とを起さしめる必要がある。近時本邦に於ても、種々な競技會が催されて、運動競技が一般化して來たことは、喜ばしい現象である。社會に於ける體育を振興するには、なほ一面に於ては、民衆の衛生思想を養はなくてはならぬ。この目的の爲には、種々なポスターを掲げ、パンフレットを配布し、或は講演會を開くなど、種々な考慮を必要とする。

この他、大小の公園を設け、登山會を行ひ、或は市民村民全體の運動會を開催するなど、體育上重要な意義を有するのである。

第二 知 育

學校教育に於て受ける知育は、知的修養の基礎をなすに過ぎぬものである。即ち人はこの基礎の上に立つて、自ら正しい知識の修

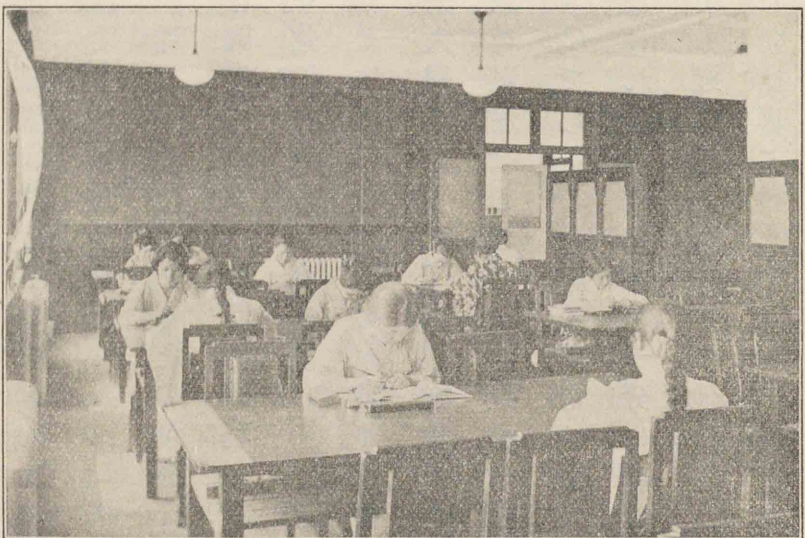
新聞・雜誌

養をしなければ、その目的を達することが出来ぬ。かやうな知的修養の道に人を導き、知的興味を喚起して、その興味を探り求めようとする所を達せしめるのが、社會に於ける知育の目的である。

社會公衆の知的嚮導の方法として最も注意すべきものは、新聞雜誌である。新聞雜誌は殆ど社會全部の人々がこれに接するものであるから、その記事の内容、或はその傾向、またはその興味を中心とする所などが、人々の思想の傾向を支配し、興味を左右することは、極めて大なるものがある。昔から「新聞は社會の木鐸である」といはれてゐるのは、この爲である。なほ新聞雜誌の記事は、兒童にとつても、比較的最も接し易いものであるから、その影響することも甚大なものがある。されば私たちは、かやうな力を有する新聞雜誌の種類をよく選擇して讀むと共に、これ等を人々の正しい要求によ

第五十一圖
圖書館の内部

圖書館



つて理想的なものたらしめることを考へなくてはならぬ。

圖書館・博物館・動物園なども、亦社會教育上缺くべからざる設備である。特に圖書は社會にある人々の知的要求を満たす殆ど唯一のもので、しかもその要求する圖書を悉く自ら備へることは、到底不可能なことである。然るに圖書館は豊富な圖書と十分な設備とを具へて、この要求を満たすものである。

館外貸出

巡回文庫

市民大學

夏季大學

から、圖書館が社會に於ける知育上、極めて大切な設備であることは明らかである。そして人はこれにより圖書の自由な、しかも正しい選擇によつて、よくその目的を達することが出来るのである。なほ圖書館に通ふ時間や便利を有しない人々に對しては、館外貸出や巡回文庫の制度を設けるなども、亦緊要な知育上の手段である。

また種々な講習會、講演會、展覽會或は歐米に於ける市民大學、夏季大學のやうな催しや施設も、社會の人々の思想を開發し、知的要求を満足せしめ、やがて社會一般の文化水準を高める上に大切なものである。これ等の教育は歐米に於けるそのやうに組織的でないければ、その効果を十分に擧げることが困難である。我が國に於ても近時成人教育その他の名に於て、この種の施設が普及して來たのは喜ぶべきであるが、なほその中には一時的で組織的でない

補習教育

職業補導

德育

のが多く、これ等はなほ一層の工夫を要する。

この他、社會に於ける知育とし職業的教育をなすものに補習教育、職業補導などがある。補習教育は既に實生活にある者に就いて、一般的修養をなさしめると同時に、職業に必要な知識や技能を授け、職業補導は職務により、或は戦争や天災などによつて不具者となつた者に職業上の技能を授け、若しくは失業した者に對して職業上の技能を授けるもので、いづれも一種の社會教育と見る事が出来る。

第三 德育

感情の教育は道德に於て殊に大切なもので、道德的行爲もその導きがなくては現れないことは、既に述べた。かやうな意味に於て、社會民衆の感情の傾向を左右する活動寫真、民謡演劇などの所謂

活動寫眞の利害

民衆娛樂の設備は、教育上極めて大切なものである。

これ等民衆娛樂の中で、最も一般的で、しかも人心を左右することの大きいものは活動寫眞である。活動寫眞は今から凡そ三十餘年前に發明せられたものであるが、その勢力は極めて大きく、今や到る所常設館の設があつて、今日では活動寫眞を知らない者は殆どないといつてよいからである。活動寫眞は人々に娛樂慰安を與へることはいふまでもなく、各地の風俗習慣を知らしめ、歴史を目のあたりに見せしめて、以て知識をひろめ、或は人情の美を知らしめて感情の修養に資するなど、その利益も多いが、一方には悪い映畫の爲に模倣によつて不良な行爲をなし、感情を低級にするばかりでなく、勉學を怠り、金錢を浪費するなどの習慣を養ひ易く、また睡眠を妨げ、眼を害するなど、健康上の害も少くない。されば映畫

演劇

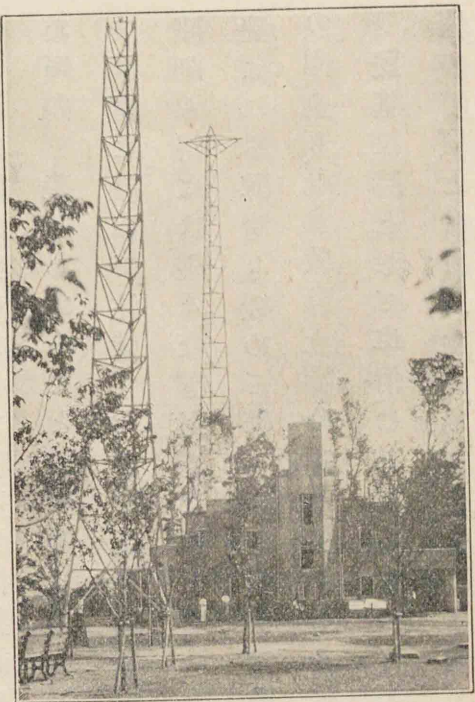
のよいものを社會一般が要求し、批判して、これを向上せしめると同時に、これ等の害を除去するの注意を怠つてはならぬ。これを兒童に就いていへば、兒童に活動寫眞を觀せしめる場合には、その映畫が兒童の發育に合し、感情に副ふものを選ぶと共に、長上も亦共にこれを觀て、兒童をして映畫を批判的に觀ることが出来るやうな傾向を養はしめることが大切である。

演劇に就いて注意すべきことも、略活動寫眞と同様である。即ち演劇も時には種々な悪影響を與へることもあるが、これによつて養はれる醇情も極めて著しいものがあるから、演劇の批判並にその向上も、社會教育上極めて重要なことである。

民謡は時として卑俗にわたるものもあるが、多くは各地方の民情の特質と合し、郷土的色彩を帯びてゐて、人の醇情を養ふことが

民謡

第五十二圖
東京放送局



多し。これ等はよく發達せしめて行きたいものである。ひとり民謡に限らず、すべて音樂は一般に感情を醇化せしめる上に大いに力あるものである。この意味に於てラヂオ・蓄音機などの音樂も社會教育上大切なものであつて、また音樂會なども時々開催して多くの聽衆に愉悅を味はしめ、感情を深く導くべきである。

倫理・道德または宗教に關する講話講演或は禁酒禁煙などの宣傳も、共に社會の風教をよく導く上に少からぬ力を有してゐる。

思想・習慣の
善導

青年訓練所

青年團・處女會

その他の施設

だこれ等は、よく民衆の心に接し、民衆と共にあるの心を以て行はなければ、その効果を擧げることには出來ない。

近時設けられた青年訓練所は、凡そ十六歳から二十歳までの男子を收容し、これに德育を主として一般的知識並に職業的知識を授け、教練を行ひ、以て青年を教育する機關であつて、青年期の最も大切な時期に當つての適當な施設といふべきである。

青年團・處女會は青年男女が自ら徳を修め、知識を磨き、或は健康の増進をはかる爲に組織したものであるが、これ等の組織も青年男女が自覺し、その内心の要求によつて目的の達成に努めるならば、これをして有力な社會教育上の一施設たらしめることが出来るであらう。

なほこのほか地方改善運動・セトルメントの事業や、小年團・日曜

學校なども、皆社會に於ける教育の機關として、教育の理想を達する上に有力な施設であつて、近時この種の施設が著しく普及し、新しく計畫せられるもののあることは、喜ぶべきことといはねばならぬ。たゞいづれの教育にあつても、私たちは常に眞善美聖健の理想を胸に秘め、現實を忘れずに、これを達成することに努めなくてはならぬ。

家庭にある者の態度

家庭にある者がこれ等社會教育上の施設に對して如何に考ふべきかは、既に明らかであらう。即ち體育の施設を利用して一家の健康をはかり、出来るだけその機會を與へて社會の知的修養機關を利用せしめ、社會の諸種な娛樂的設備に對しても、その他の道德上の設備に對しても、出来るだけこれ等に接せしめるやうにしないで、はならぬ。たゞこれ等に對しては、一家を主宰する母は、何處ま

でも己が理想を持し、この理想に省みて、批判的選擇と考慮とを怠つてはならぬのである。

改訂女子教育學 終

附錄

一 小學校令摘要

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎
並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分チテ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常
高等小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ
得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體
操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業、農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目トシ、女兒ノ爲ニハ家事裁縫ヲ加フ

土地ノ狀況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得、第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハザル教科目ハ之ヲ兒童ニ課セサルコトヲ得

第五章 就 學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以

テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

二 小學校令施行規則(摘要)

第一章 教科及編制(第二條以下要旨ノミヲ掲グ)

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ビテ之ヲ教授シ反復練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムベシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス
 男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益セシコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シ

メ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長

シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重ズルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約利用秩序清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第四號表

國語	修身	學年	
		第一學年	第二學年
一〇	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ
一二	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ
一二	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ
一二	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ
一二	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ
九	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ
九	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常ノ普通文、綴リ

算術	國史	地理	理科	圖畫	唱歌	體操	裁縫	手工	計
五					四			簡易ナル細工	二二
ケル以下ノ數ヲ加減乗除				(簡單ナル)形體	平易ナル單音	體操			
五					四			簡易ナル細工	二三
ル以下ノ數ヲ加減乗除				(簡單ナル)形體	平易ナル單音	體操			
六					一			簡易ナル細工	二五
除通常ノ加減乗				簡單ナル形體	平易ナル單音	體操			
六					一			簡易ナル細工	男女元
除通常ノ加減乗及小數ノ呼			植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學上ノ物理	簡單ナル形體	平易ナル單音	體操			
四					二			簡易ナル細工	男女三六
諸小數(珠算)加減		日本地理ノ大要	植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學上ノ物理	簡單ナル形體	平易ナル單音	體操			
四					二			簡易ナル細工	男女三六
步小數(珠算)加減乗除		前學年ノ續キ	植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學上ノ物理	簡單ナル形體	平易ナル單音	體操			

第五號表

計	裁縫	家事	實業	體操	唱歌	手工	圖畫	理科	地理	國史	算術	國語	修身	教科目	
														年	學
女男 三〇九			女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年
			女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年
			女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年
			女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年

第六號表

實業	體操	唱歌	手工	圖畫	理科	地理	國史	算術	國語	修身	教科目	
											年	學
女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年
女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年
女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年
女男 二六	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年	第二學年

計	家 事	衣食住、看病、育兒、一 家經濟ノ大要
	裁 縫	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 チ方、繕ヒ方
	四	
男二 女三〇九		
男二 女三〇九	家 事	衣食住、看病、育兒、一 家經濟ノ大要
	裁 縫	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 チ方、繕ヒ方
四		
男二 女三〇九		
男三 女三一〇	家 事	衣食住、看病、育兒、一 家經濟ノ大要
	裁 縫	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁 チ方、繕ヒ方
五		

三 幼稚園令(摘要)

- 第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
- 第二條 市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始

四 幼稚園令施行規則(摘要)

- 期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得
- 第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ
- 第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
- 園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル
- 保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ
- 第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得
- 第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス
- 保姆檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ
- 保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
- 保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人迄ニ増スコトヲ得

第四條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第五條 幼稚園ニ於テハ年齢別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス

第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保母ヲ置クコトヲ要ス

第七條 保母免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得但シ保母免許狀ヲ有セサル者ノ數保母

免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保母免許狀ヲ有スル者若クハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第十七條 幼稚園ヲ設置セントスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 名稱
- 二 位置
- 三 園則
- 四 設備
- 五 經費及維持ノ方法
- 六 開園ノ期日

七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ

位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシメントスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 敷地ハ道徳上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設

備フ爲スコト

三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一 幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項

二 入園及退園ニ關スル事項

三 保育課程

四 保育期ノ區分、保育日數、每週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項

五 保育料入園料ニ關スル事項

五 保育料入園料ニ關スル事項

附 錄 終



大正十五年十一月
大正十四年八月
大正十三年四月
大正十一年五月
大正十年五月
大正九年五月
大正八年五月
大正七年五月
大正六年五月
大正五年五月
大正四年五月
大正三年五月
大正二年五月
大正元年五月

發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所
發行所

改訂女子教育學
定價金五拾錢
昭和四年版
臨時定價金八拾參錢

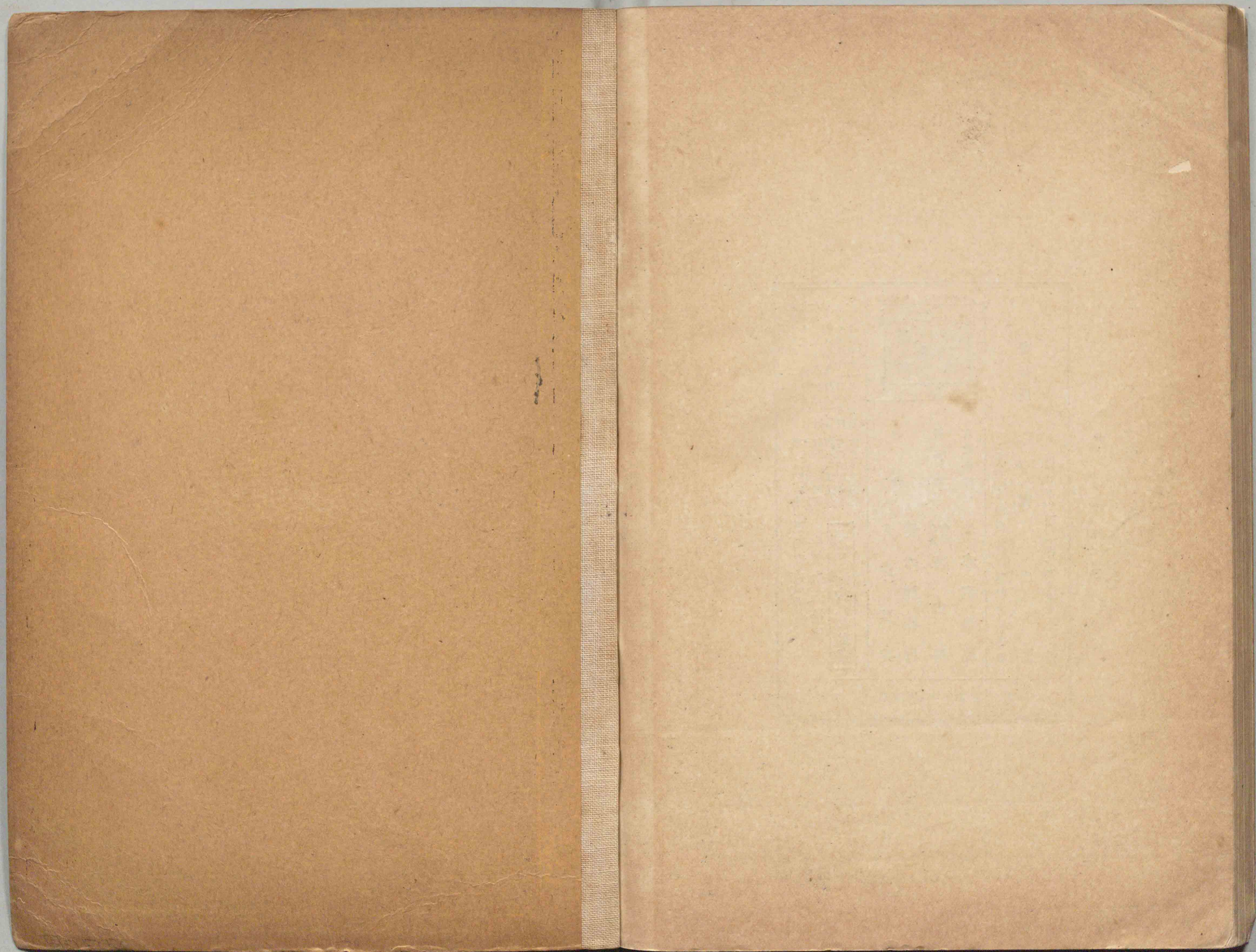
發行所

東京市神田區通神保町九番地
富山房
電話神田一四一番 振替東京五〇一番

著者 久保良英
發行者 青木誠四郎
右代表者 坂本嘉治馬
合資會社 富山房

東京三協印刷株式會社 橋京

新榮社





高女四年
石塚組

庫
26
42

広島大学図書
2000037742

